

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

1 日時

平成30年12月10日（月曜日）

午前10時0分開会、午後3時46分散会

（うち休憩 午前10時45分～午前10時51分、午前11時6分～午前11時7分、
午後0時3分～午後1時2分、午後2時16分～午後2時31分、
午後3時32分～午後3時34分、午後3時35分～午後3時36分、
午後3時37分～午後3時38分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、
佐藤教育企画室特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
小久保学校教育課首席指導主事兼総括課長、
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長
里館学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
佐藤学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、

佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

(2) 総務部

熊谷副部長兼総務室長、橋場総務室管理課長、松本法務学事課総括課長、
武蔵私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第3条第3表中

追加中 4

イ 議案第49号 岩手県立図書館(維持管理業務)の指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて

ウ 議案第50号 岩手県立図書館(運營業務)の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて

(2) 総務部関係審査

(議 案)

議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(請願陳情)

ア 受理番号第81号 私学助成の充実強化等に関する請願

イ 受理番号第82号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子
どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日は12月7日の審査に引き続き、議案延べ4件、請願陳情2件の審査を予定しておりますので、議事の進行に御協力をお願いします。

また、12月7日の審査の際に郷右近委員から要求のありました資料につきましては、各委員席に配付してありますので、御了承願います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中4、議案第49号岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第50号岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてのうち議案第49号及び議案第50号についての質疑を再開いたします。

○郷右近浩委員 先日資料請求していたものを提出いただきまして、まずは御礼を申し上げたいと思います。

この維持管理業務の指定管理ということでありますけれども、いただいた資料を拝見させていただいております。この後にかかってくる運營業務との割り振りの部分で若干お伺いしたいと思います。これ維持管理業務ですから、もちろん建物全体として、空調や清掃など、そうした業務の部分がこの維持管理業務に入ると思います。その中で、図書館の運營業務の指定管理を受けておられる方との連携はどのようになってくるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 まず、指定管理の施設全体の役割分担でございますが、資料でお示しておりますように、業務全体を統括する業務が株式会社NTTファシリティーズ、運營業務全体が株式会社めんこいエンタープライズ、保守管理は鹿島建物総合管理株式会社、清掃は一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会、警備は岩手県ビル管理事業協同組合となっております。運営は、株式会社図書館情報センターということで、その中で基本的には月1遍、施設管理側と施設に入っている県立図書館やその他の受託者等が集まりまして、常に情報共有をしながらアイーナ全体の利用促進、あるいは細やかなサービス推進に努めています。

○郷右近浩委員 それで、今回もこれまで指定管理を受けて管理していただいた団体の受託という形での話であると思いますけれども、ほかにこの指定管理を受けたいという方がないものか。これまでのノウハウであったり、また多岐にわたる業務の部分となると、当然このような組み合わせでやらざるを得ないのか。1者が例えばビルを一つ管理する業務だけではなくて、多岐にわたることを考えると新しい方々が手を挙げづらいと考えられると思うのですけれども、指定管理という形を導入しているからには競争性というもの

求めたい部分も目的としてあったと思うのですが、その点についての考え方を伺いた
いと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 ただいま御指摘をいただいたとおり、指定管理者制度
については競争性の確保というのが重要な課題と考えております。

まず、二つに分けてお話をさせていただきます。県立図書館につきましては、平成 25 年
からこれまで一括して指定管理者を選定しておりましたが、競争性が確保できないとい
うことで、分離をして図書館の競争性に期待しようと取り組んできたところではござ
います。ただ、残念ながら結果的には同一の委託者という結果になっておりますが、例
えば図書館につきましては、今年度は見学会を実施いたしましたところ、1 者が参加
したという実績がございしますが、残念ながら応募していただけなかったと。伺うと
ころによりますと、こういう体制について、組みづらいという事情で辞退をされたと
伺っているところでございます。施設管理も説明会あるいは現地見学会を行うなど、
余裕を持った募集期間を確保して 1.5 カ月から 2 カ月弱の十分な募集期間を設定し
たりするなど、いろいろ競争性の確保の努力をしているのですが、なかなか新しい
応募者が出ていないところでございます。

ちなみに、施設管理は、今年度の現地見学会は 8 者の参加がありました。結果的に
は 1 者のみの応募ということでございます。

いずれにいたしましても、現受託者におきましては、開催日数の増加であるとか開
館時間の延長、コンシェルジュの配置によるサービスの向上、レファレンスサービス
の向上といったような大きなサービスの向上など効果があらわれているところでござ
いますし、アイーナ全体の施設管理の面につきましても、利用状況も非常に高いレ
ベルを維持している効果が見られるところでございます。今後とも競争性には最大
限意識をしながら、取り組みの工夫を講じてまいりたいと考えております。

○田村勝則委員 確認ですが、運営のほうのいわゆる議案第 50 号でもよろしいわけ
ですね。

○城内よしひこ委員長 はい。

○田村勝則委員 では、おおむね資料をいろいろ見せていただきましたが、運営業
務の指定管理者を指定することに関する点についてお尋ねをしたいと思います。

私もアイーナ、県立図書館を利用させていただいておりますが、サービスの面でも
我が紫波町の図書館には若干劣るかもしれないのですが、それでも本当に頑張って
業務をしていると私は感じております。業務がしやすいように県としても教育委員
会としてもしていかねばいけないと思うわけですが、厳しい現状への対応という
課題を指摘している指定管理者の文言がございまして。6 ページ、7 ページにか
けてあるわけですが、いわゆる強みと弱みというところで、弱みの部分で、今
回県内の図書館に対して一定程度の支援となっていた図書館資料等搬送事業の
費用負担が今後難しくなる旨、県内の図書館等に案内されましたというところ
がございまして。いま一度県教育委員会の読書振興関係の事業として再構築して
いただくこの費用、提案しますとなっておりますが、その現状はどういうことで

あるのか。現状というのは、こういう結論になった根拠と、そして県内の各図書館への費用というのはどのぐらいになっているのか、お聞きしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 御質問いただきました図書資料等の搬送事業についてでございますが、この事業は平成 18 年から県立図書館から県内市町村立図書館への協力貸し出し等の円滑な実施に資するため、特に事業を起こして図書資料等搬送事業を実施してきたところでございます。

この事業は、県内どの地域に居住していても最低限度のサービスとして、県民が必要とする資料提供、貸し出しに関しても地域格差を解消する、克服するという必要があるという考え方から取り組んできたところでございます。平成 19 年度からは、市町村立図書館からの要望とあわせまして、利用者が最寄りの図書館から県立図書館から借りた本を返したいという要望が多かったことから、利用促進、県民へのサービス向上を目的として事業を拡大し、復路分、つまり返す分の 20 便までについて県がその費用を負担してきたところでございます。

一方で、輸送経費、いわゆる宅配料の高騰がございまして、本年度から 10 便までの県負担、20 便から 10 便に削減したという事情がございまして、そもそも相互貸借に関する費用負担につきましては、原則として貸し出しについては貸し出し館、返納については借り入れた館の負担とすると図書館協議会等の規則で決められておりましたが、それに上乗せをする形で、これまで県として取り組みをしてきたところでございます。

本年度検討を加えまして、県負担の 10 便分もかなり厳しい状況になってまいりまして、その輸送費の負担が資料費等の他の経費を大きく圧迫しているという現状が続いてきたことから、先ほど申し上げました原則論に立ち返って、貸し出しについては貸し出し館、返納については借り入れ館の負担とする旨を、平成 31 年度から実施したい旨を各市町村立図書館に通知をさせていただいたところでございます。

本県は広うございますので、県立図書館の存在価値というところが遠くの県域、広い遠隔地においてもあらゆる面でその存在感、あるいはサービスが行き届くようには常々心がけているところでございますが、今後におきましては他の費用負担以外にも協力レファレンス、展示資料の巡回展や共同研究、あるいは研修といった、いわゆる市町村支援の充実に取り組みつつカバーしてまいりたいと考えているところです。

○田村勝則委員 答弁としてはすばらしい、納得させられそうになるのですが、今のお話、全くそのとおりで、紫波町からだを車を使えば駐車料金やガソリン代もかかってくるわけです。あるいは、電車で来れば電車料もかかるということで、盛岡市の場合は歩いていける人は費用がかからず借りられるわけです。そういう意味では、本当に県北や県南などの盛岡市にある図書館を利用したくても利用できない方々というのはたくさんいらっしゃって、今までその利便性に非常にありがたみを感じつつ本を借りて、知識や教養などを身につけてきたという経過があるわけです。

そこで、その費用が非常に厳しくなってきたという話でしたけれども、実際的に前年度

と比較した場合にどのぐらいかかっている、その基準点として決断せざるを得なかったのはどの金額なのか、おわかりになればお願いします。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 ただいまの搬送事業等の予算は、図書館管理運営費という事業の中で取り組んでいるものでありまして、その総額は 3,300 万円でございます。その中の項目を申し上げますと、図書情報システムの保守管理、図書館資料の収集保存、購入費といったもので図書資料の搬送事業は 120 万円余という負担になっております。

○田村勝則委員 いや、比較してもらいたい。どのぐらい上がってきて 120 万円になったのか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 20 便から 10 便、今年度まで 10 便ということでございますので、詳細な資料は手元にないのですが、配送料についてお話をさせていただきますと、配送料が平成 24 年と本年度を比べますと倍以上にはね上がっております。便数もちょうど半分で帳尻が合うと御理解をいただければよろしいかと思うのですが、現在の費用が 120 万円余ということですので、その倍額から今の額になったと御理解をいただきたいと思っております。

○田村勝則委員 120 万円ということでございますけれども、年々ふえてきてこの金額ということですが、私自身は県民の幸せを守り育てるという意識からも、このくらいの金額はそんなに高い金額ではないのではないかと思います。やはり趣味が読書という人たちもたくさんいらっしゃる。岩手県は 1 人あたりの本の購買率が高いということで結構起こり得ることだと思うのですが、専門的な図書は、紫波町や矢巾町などの自治体の図書館では購入しかねるような図書をアイーナの県立図書館では収集しているわけです。ですから、どうしても借りたいという県民も多いわけです。

参考までに、図書館法第 17 条にはどのように書いてあるかわかりますか。簡単に言えば、資料の貸し出しを無料とするということなのです。これは、岩手県にとってはそういう県民の、県土が広いからこそ忍耐強く予算をしっかりと確保して対応していくべきではないかと私は思うわけですが、いかがでございましょうか。これは、非常に大きいと思うので、何とか努力をしていただきたいと思います、どうでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県内どこに居住していても県立図書館のサービスを一定程度享受できるということは、私どもの図書館運営に当たっての最大の課題といたしますか、意識していることとございます。

参考までに、欲しい本という部分もインターネット上から検索をして、市町村とあわせて横断検索をして手に入れるというシステムも今確立してありますし、協力貸し出しという方法でこれからも進めていきます。また、今御指摘のあったように、どうしても欲しい本、ニーズの高い本というところは選書、どういう本を資料としてそろえるかという部分にも大変重要になってくる場所ですので、そのあたりにも努力をしてみたいと思っておりますが、いずれにしましても次期岩手県総合計画の方向性を踏まえまして、将来に向けて建設的な意味合いの強い事業を優先的に実施すべく検討を進めてまいりたいと思っております。

○**田村勝則委員** 建設的な取り組みは非常に結構だと思いますし、創造的ないろいろな事業を進めていくというのも結構だと思いますけれども、既存の事業が県民の要望も強かったわけですので、ぜひ予算確保にも頑張ってくださいながら、新たな事業にも取り組んでいただくというのが皆さんの仕事としても喜びになるのではないかと思いますので、ぜひ頑張ってくださいようお願いをいたしまして、終わります。

○**斉藤信委員** 最初に、アイーナの図書館の指定管理者の正規職員、非正規職員数を示してください。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** アイーナの職員は、正規職員が 17 名、有期雇用職員が 69 名になっております。一方、図書館につきましては、正規職員が 13 名、有期職員が 34 名、計 47 名という計画になっております。

○**斉藤信委員** 何度もここ取り上げているのですけれども、この指定管理者制度の最大の問題点の一つが、県の事業によって不安定雇用をふやしていることなのです。アイーナで 69 人も非正規職員となっていますが、異常な事態ではないかと思えます。きょういただいたアイーナの資料の 72 ページのところに職員配置計画がありますけれども、最後の清掃員のところは 36 名になっているけれども、時給 780 円です。最低賃金ぎりぎりです。例えばその上のフロアリーダー、これは正規職員で 1 時間の賃金当たりの月給制で 969 円。賃金は 201 万 6,000 円です。200 万円といえばワーキングプアの基準ですから、ほとんどワーキングプアに近い状態です。これ正規職員です。私はこの不安定雇用を放置していいのかと思うのです。警備員は、みんな正規になっていますが、時給が 906 円というのがある、906 円の方は 191 万 2,638 円でワーキングプアになってしまっているのです。ほとんど 200 万円前後。県の事業でこんなにワーキングプアを出していいのかと。私そのことが問われているのだと思うのだけれども、いかがですか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 職員の配置につきましては、多様な業務があることから、業務の性質、目的に応じ、必要な職員数を確保しており、正職員の占める割合は委託内容、あるいは業務の形態によってそれぞれ割合が異なるものと捉えております。

一方、これまでも指定管理者に対しましては、労働法令の遵守や適正な雇用、労働条件が確保されるように指導を行ってきたところでございますが、県が締結する契約に関する条例におきましても雇用の適正な確保はうたわれているところですので、賃金及び社会保険に関する法令遵守がきちっと守られているか等につきまして、今後も実施調査等を行いまして、その状況についてこれまでも適宜確認をしてきたところでございますが、今後も確認をして、適正な雇用、労働条件の確保に努めてまいりたいと思えます。

○**斉藤信委員** 全く曖昧な話で、最低賃金というのは、これ絶対それを超えなくてはならないという最低基準なわけです。県の事業で最低基準でいいのかということ私是指摘しているわけです。そして、県の事業でワーキングプアをつくるということが県の雇用としてもこれは大問題でしょう。これは指定管理者制度の最大の欠陥の一つだと思います。

図書館を見ても、34 名が非正規になっているのです。これは、勤務時間がいろいろある

のだけでも、34名の賃金総額は275万円で、1人当たり8万800円ぐらいですか、割ってしまうと。そういうことでいいのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 ただいま御指摘のありました275万円と申しますのは、1人当たりの額でございます。

○斉藤信委員 これは非正規職員になっていて、256日働いて7.5時間、これだけの人数がなぜ非正規職員なのかと。7.5時間というのはフルタイムですよ。私はここも大問題なのだと思います。

図書館の業務でお聞きしますけれども、全国の都道府県立図書館、管理運営の形態はどうなっていますか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 全国の管理運営につきましては、本県以外の都道府県立図書館につきましては平成28年度までに4府県5施設で指定管理者制度を導入しておりますが、施設の維持管理やホール貸し出しなどの業務であり、運営業務について取り組んでいるのは本県のみといった状況でございます。

○斉藤信委員 4府県5施設で、運営まで委託しているのは岩手県だけです。たしか奈良県の図書館は直営でしたね。すばらしい取り組みをやっていたのを視察してきたけれども、岩手県だけが運営まで委託せざるを得ない理由というのはどこにあるのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 そもそも指定管理者制度は、民間の発想を取り入れたサービスの向上と経費の効率的な活用という展開されていると認識しておりますが、本県におきましては、これまで指定管理の導入によりまして開館日数の増加、開館時間の延長、コンシェルジュの配置等々大きな成果を上げているところでございます。何よりも図書館の重要な柱であるレファレンス対応も現在の新しい図書館が開いたときからこれまで1.5倍にはね上がっており、本来の図書館としての活用が大いに図られていると考えているところでございます。

他県に同様のところがないという御指摘でございますが、本県の運営の指定管理者制度というのは他県に先んじた先進的な取り組みであると考えております。

○斉藤信委員 先進的取り組みだと言うけれども、広がっていないではないですか。4府県しかないのです。指定管理者制度の前の管理運営形態はどうでしたか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 本県におきましては直営でございました。

○斉藤信委員 指定管理者の運営の基本的考え方という文章を見て大変驚きました。9ページに県立図書館で公文書館をやるべきだと、こういう提案をしているのです。こんなこと委託していないと思います。公文書館のあり方というのは、県が責任を持って考えなくてはならない。何でこのような提案が出るのですか。これについて選定委員会はどういう評価をしたのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 記述のとおり、本県は公立の公文書館の未設置県の一つであるということはそのとおりでございます。今般公文書館機能の県立図書館への付加を御提案をいただきましたので、検討はしてまいりたいと思います。

一方、評価委員会におきましては、この公文書館の提案については特に意見は出されませんでした。

○**斉藤信委員** そんなことは、委託案件に入っていないでしょう。入っていないものをこうやって提案するということが自身、権限の逸脱だと思います。選定委員会で何も議論しないという話はないでしょう。本来これは県が責任を持って公文書館のあり方を考えるべきなのです。そのような提案をフリーパスさせるということ、丸投げの姿が示されているのではないですか。教育長、こんな提案されたことについて、どのように考えていますか。

○**高橋教育長** 公文書館のあり方については、これは図書館業務を通じながら県民サービスの向上という観点とは別に、本来的には県の文書がどうあるべきかという、幅広く検討されるべき問題であると考えています。ただ、図書館の有する記録、図書等を含めまして、公文書館で活用できるという観点等からこのようなことを指定管理業務の中ということではなくて提案という形で、将来的なあり方として御検討いただければ幸いだということを出してきたものでございます。これを選定委員会の中で来年度からの指定管理者の選定に当たっての判断基準になるものではございませんので、斉藤委員からお叱りの話をいただきましたが、勇み足という部分もあろうかとは思いますが、御理解をいただければと思います。

○**斉藤信委員** 理解なんかいただけるわけではないではないですか。委託もしていないのに、委託案件でもないのに。これはどういう脈絡で書かれているかということ、県立図書館の設置目的及び運営の基本的考え方が出ています。検討課題ではなくて。県立図書館のあり方で公文書館をやるべきだと、これを選定委員会はまともに検討しなかったのはとんでもない話ではないですか。こんなことを認めていたら勝手なことをされますよ。私はおかしいと思いますよ。

教育長、もう一回聞きますが、県立図書館の設置目的及び運営の基本的考え方、その最初に公文書館機能が必要だと書いているのです。その他のところで問題提起というならまだわかります。基本問題中の基本でこういう提起をしていて、選定委員会も教育委員会も全くチェックしなかったと、あり得ないですよ。まさに指定管理者への丸投げの姿がここに出ているのではないですか。

○**高橋教育長** 基本的考え方の冒頭に記載されているという話でしたけれども、そもそも今までの取り組み状況や本来図書館としてこうあるべきだということについては、5ページから始まっておりまして、将来の姿についてということで記載されたものと理解しております。

委員から、指定管理業務の中でこういう仕事をしているという御指摘がありましたけれども、来年度からの指定管理業務に向けた提案という図書館流通センターの考え方の一つを示したものと我々は受けとめております。

○**斉藤信委員** 全然問題の性格をわかっていない。図書館の基本方針を決めるのは指定管理者ではないでしょう。図書館長が配置されているでしょう。一番基本の問題について指

定管理者が問題提起しているのです。それは違うでしょうと。そのために図書館長、県からの職員が派遣されているのではないですか。職員配置の目的は、図書館の運営の基本方針を決めるためなのです。それを逸脱して指定管理者がここまで言ったらだめでしょう。私は、そういう基本的な問題を言っているのです。職員が配置されている意味が全くないではないですか。図書館の基本方針を決めるのは指定管理者ではないでしょう。そこを確認しましょう。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 御指摘のとおり募集要項には図書館の運営方針を示しながら、それに対してどんな提案をするか問うているところでございます。改めましてこの8ページ、9ページにつきましては、あくまでも株式会社図書館流通センターが考える図書館の目指す姿ということで私どもも理解をしており、民間企業でもあることから、プロデュースができますという提案だと受けとめまして、提案内容につきましては今後は是非々で検討していくと考えております。

○斉藤信委員 筋違いだと言っているのです。それを前提に答えないとだめです。是非々なんて話ではないのです。基本方針を決めるのは、指定管理者ではないのだから。ましてや公文書館のあり方というのは、県が責任を持って考えることです。それを指定管理者の基本方針の一番最初、基本的考え方に提起している。その他のところで提起するならまだいい。指定管理者に丸投げで、チェック機能が全くきかない、そういう形になっているのではないかと思います、違いますか。

○高橋教育長 公文書館の関係につきましては、先ほども申し上げたとおりでございますし、今いただいた話については、そのように私も理解をいたしております。この企画提案書の提出を受けて、事務的に精査しつつ、また委員会での議論もいただいた中で最終決定して提案をさせていただいたということでございますので、丸投げということではなくて、プロセスをしっかりと踏んだ上で、責任を持って審査した上で御提案をさせていただいたということです。

○斉藤信委員 選定委員会でこの提案について議論が出たかと聞いたら、議論していないと言っているのです。議事録はありますか。議事録があったら出してください。これは、選定委員会も機能が麻痺しているということです。これだけ大事な問題提起されて、プロセスは踏んだかもしれないが、中身がなかったということを指摘しているのです。だったら、そのプロセス自身が問題ではないのか、選定委員会のあり方も問われているのではないかと指摘しているのです。議事録はありますか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 第2回の選定委員会の概要について少し御説明をさせていただきます。結果として運営の充実、環境の整備、経費節減など、適切な運営に努めると、特にレファレンス事業の充実や利用案内等の取り組みについては評価されると講評を得ていたのですが、協議の中におきましては具体的な、例えばレファレンスサービスについて、どのようにニーズを把握して、どのように回答しているのかという具体的なサービスに関する説明を求めていること、職員の待遇に関すること、企画展の内容に関するこ

と、防災に関すること、それから最後に県立の図書館を運営することについてどのように考えているのかという確認の質問等があったところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、議事録があるかと聞いているのです。今の答弁は、私が指摘した問題については全然議論されていないということですよね。議事録はあるのですか、ないのですか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** ございます。

○**斉藤信委員** では、議事録を出してください。委員長、求めてください。

○**城内よしひこ委員長** ただいま斉藤信委員からの資料請求がありました。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**城内よしひこ委員長** 再開します。

○**斉藤信委員** では、この点は議事録の資料が来たところで。

職員の配置計画では、34名が非正規職員だと。これは図書館業務全般ということですが、一方で3名は正規職員なのです。これはなぜ、3名が正規職員で、34名は非正規職員なのか。この非正規職員というのは、1年雇用なのか、どうなのか、わかりますか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 正規職員につきましては、全体責任者、あるいはそれを補佐する者、各部門の責任者、係の責任者等々ございます。有期雇用から正規雇用になったという事例もあるようでございまして、今後とも積極的に研修も進めながら、一定のルールのもとに正規雇用にしていきたいという意思是株式会社図書情報センターから聞いているものでございます。

○**斉藤信委員** 私の質問をよく聞いて答えてください。図書館全般業務というのが正規職員で3名、非正規職員が34名と、仕事の内容は同じなのです。圧倒的に非正規職員が多くなっているのはなぜなのかと。非正規職員の雇用期間は1年なのかどうかと、こう聞いたのです。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 年数は把握しておりませんが、非正規職員から人事上の都合で正規職員になったという事例はあると聞いております。

○**斉藤信委員** 答弁になっていないではないですか。

○**城内よしひこ委員長** わかりますか。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**城内よしひこ委員長** 再開します。先ほど斉藤委員から資料請求のありました議事録を配付します。

〔資料配付〕

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** なぜ非正規職員が多いかということにつきましては、

受託者の経営上の考え方であることから、その詳細については把握していないところでございます。

○**斉藤信委員** これは、去年も指定管理者の問題をここで2日間にわたってやったのだから、その議論を踏まえて、そうした実態をよく把握してやってください。同じ図書館全般業務で正規職員が3名、非正規職員が34名、賃金水準は全く変わらないのです。何でそうしているのか。1年雇用かどうかということもよく調べてください。やっぱり働く人の状態を何も議論もしない、チェックもしない、そこに指定管理者制度の大きな問題があるのだから。

今議事録を見ました。まず、ほとんど実質的な審議がないというのもよくわかりました。本当に残念です。公文書館の基本的なこの問題も議論になっていないし、こういう職員配置計画のことも全然議論になっていない。

それで、改めてお聞きしたいのだけれども、全国4府県しか指定管理運営業務をやっていないのに、岩手県が、先駆的ということを何で言えるのか。比較検討してください。比較検討した上で先ほど言ったようなことを言えるのか。指定管理者業務をしていないということは、それなりの理由があるのです。私たちは奈良県に行って聞いてきました。奈良県の県立図書館は直営で、館長は大学の先生でしたけれども、さまざまな講座とかいろいろなのを開催して、積極的な図書館運営をやっていました。だから、指定管理者だからうまく運営しているということと比較検討の上で出さなければだめです。そういうことをしていないでしょう。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 図書館への指定管理者の導入の是非につきましては、いろいろ議論がなされているのは承知しております。賛成論といたしましては、民間のノウハウの活用によるサービス向上や効率的運用ということに対して、反対論としてはコストカットが最大の目的になってしまい、サービスが低下するのではないか、企業としての採算性に無理があるのではないかというようないろいろな議論がされている中で、本県は平成18年度以来進めてきたところです。その中で、先進的と申し上げましたが、課題がないわけではなく、課題を抱えつつも、よりベターなあり方について内部では議論をしているところでございます。いずれ効果、成果そして課題も踏まえつつ、今後ともそのあり方については検討していかなければならないと考えております。

○**城内よしひこ委員長** 斉藤委員、最後で。

○**斉藤信委員** 私は比較検討しているかと聞いたのです。比較検討した上で、岩手県が先駆的な運営をしているのかと聞いたのですが、そんなことはないでしょう。我々県議会としても調査をした上で聞いているのです。広がらない理由があるのです。民間に関して、まともな書籍を購入しなかったという問題が起きているのです。特に図書館については、本当に指定管理のあり方を根本から見直すべきだと思います。私は、この二つの議案については反対します。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** まだまだ比較検討は足りないとは思いますが、サービ

スの比較で申しますと、旧館、つまり県の直営時代は開館日数が 297 日に対して現在は 339 日と約 40 日の増となっております。開館時間の延長につきましても、午後 8 時までと 1 時間延長、さらにサービスカウンターの増ということで、これまでは 2 カ所だったものが 5 カ所となっております。来館者につきましても、平成 16 年現在で年間 26 万人の利用者から、平成 29 年度は 40 万を超える状況、あるいは貸し出し冊数も平成 16 年度現在で 10 万冊から現在は 23 万冊というところで大きな効果を生んでいるところでございます。加えまして図書館の根本的な機能と言われるレファレンス件数につきましても、平成 18 年は年間 4,000 件でございましたが、平成 29 年度は 2 万件を超える状況になっております。そのほか経費的な比較を試みたのですが、比較ができずに、具体的なデータを出せないでいるところでございます。

○**ハクセル美穂子委員** 私からも図書館の運営に関連するところで御質問をしたいと思えます。県立図書館はかなり使わせていただいておりますが、運営の内容やサービスについては余り不満はないのですけれども、ただ先ほど田村委員がおっしゃったように、市町村の図書館との連携の部分については、これから県立図書館の運営の中で考えていかななくてはいけないということは常々感じております。斉藤委員が先ほど公文書館のことについておっしゃった、そのあたりの県立図書館の望ましい姿についてというところにありますが、この厳しい現状への対応の一方で、県内の横のつながりの醸成というところがなかなかうまくいっていないのではないかとということが書かれております。確かに私自身も、広い岩手県ですので、遠方の方が県立図書館をしっかりと使っていく取り組みを新たに研究していくことが必要ではないかと思っております。

そういうことも踏まえて、次期指定管理期間における新しい取り組み、こういうことをしていきます、していきたいというような提案として、指定管理業者から出された新しい取り組みなどについてお知らせをいただきたいと思えます。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 今回の提案者が新しいサービスとして提案をしているのは、まずインターネット上でのアンケートの導入、それから県内イベント、あらゆるイベントへの出張図書館ということ、あとは子供向け郷土資料の充実、そして W i - F i つき自動販売機の導入といったところを提案してきております。

○**ハクセル美穂子委員** 厳しい指定管理料の中で出されているので、どうしても市町村間での取り組みまでは発展していくことは難しいと感じております。たしか県立図書館運営には県職員の方がいらっしゃって、それで運営については指定管理者がされていて、市町村間の連携等の取り組みは県職員が担っていて、特に運営管理はそこに携わるような組織構成ではなかったような気がいたします。例えばですが、電子図書サービスなど、離れたところでも県立図書館の蔵書を見られるような、そういうシステムもしっかりと研究したり、送料が高くなることで貸し借りするのが難しくなったのは非常に残念だと私も思っておりますが、他県では宅急便業者と連携しながら、近くのコンビニエンスストアで返せるなどやっているところもありますし、アメリカなんかでも図書館から電子図書で読んでい

る方に自動的に貸し借りできるようなシステムも10年ぐらい前からありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。遠方の方でも県立図書館のおかげで本がいろいろ読めるというようなことや、電子図書のような機器も使える子供たちがふえてきていますので、そういった活動をさらに広げていくべきだと思っているのですけれども、その辺についての今後の方針や考え方を教えていただきたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 今御指摘のあった市町村立図書館とのかかわり合いの中で、現在、先ほど申し上げたとおり県立図書館で借りた図書資料を市町村立図書館に返却できるサービスは既に実施しております。インターネットによる貸し出しにつきましては、予約あるいは貸し出し期間の延長については現在もできるようになっております。電子書籍につきましては、今後の検討ということになります。

それから、市町村運営支援でございますが、市町村立図書館のニーズとして、県立図書館の運営ノウハウを教えてほしいというニーズが非常に多くございまして、これまではいわゆる、指定管理者ではない県職員部分における市町村支援という役割はあったわけなのですが、実質的に運営には直接的には携わっていないことから、指定管理者の協力を得ながら市町村立図書館の研修ニーズに対応してきたところですので、明確に市町村支援に対する協力についても指定管理者の求められる業務ということとしたところから、今後そのニーズにできるだけ対応してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 電子図書は、簡単に導入できるものではないということは私もわかっておりますが、ただ将来的にはそういったものが主流になる時代が目に見えていますので、少しずつでもそういう書籍を、DVDなどと同じようにふやして行って、何年か、何十年かですることができるような、ビジョンを持って取り組んでいただきたいと思っておりますし、市町村の図書館に対する運営の支援は本当にありがたいと思っております。市町村の図書館は、学校図書館、市町村の学校図書館にもボランティアの方と一緒に行って、学校図書の子供たちにとって読みたくなるような図書館の構築のお手伝いをいただいているのも事実でありますので、県立図書館のノウハウを市町村立図書館に教えて、それが地域の学校図書館の充実にもつながっていくのではないかと私も考えておりますので、さらに力を入れてやっていただけるとありがたいと思っております。要望で終わりたいと思っております。

○城内よしこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。各案件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

○**斉藤信委員** 反対と言っているでしょう、私は。反対すると表明したではないですか。

○**城内よしひこ委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**城内よしひこ委員長** 再開します。

お諮りします。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中4は、原案を可とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立全員であります。原案を可とすることに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第49号岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案を可とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立多数であります。本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第50号岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立多数であります。本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から（仮称）岩手県教育振興計画（中間案）についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**鈴木特命参事兼企画課長** お手元の商工文教委員会資料、（仮称）岩手県教育振興計画（中間案）についてにより御説明をさせていただきます。

資料の1枚目をごらんいただきたいと思います。まず、1の趣旨であります。教育委員会では現行のいわて県民計画の策定にあわせて、平成21年度に岩手の教育振興を策定し、みんなではぐくむ学びの場いわての実現に向けて、県民、教育関係者、行政が一体となって取り組んできたところがございますけれども、今般岩手の教育振興が平成30年度で終了することに伴い、2019年度からの新たな教育振興の取り組みの指針となります本計画を策定することとしたものでございます。

次に、2、計画の位置づけであります。本計画は教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して地方自治体で策定することが義務づけられております教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけるものでございます。

次に、3、計画期間であります。国の教育振興基本計画の期間は5年であること等を

踏まえまして、2019年度から2023年度までの5年間としております。

次に、4、計画の構成であります。第1章から第3章の3部構成とし、第1章では岩手の教育の歩みや教育をめぐる社会の変化、現状と課題を記載しております。第2章では計画の基本目標や取り組みの視点等について、第3章では今後5年間の具体的な施策を記載しております。

次に、5、検討経過でございますが、本計画は条例に基づき設置されました教育振興基本対策審議会に諮問いたしまして御審議をいただいております。これまで6回にわたって開催し、この中間案につきましても11月15日に開催しました第6回審議会において御了承をいただいているものでございます。また、総合教育会議の場におきましても意見交換をしてきたところでございます。

それでは、中間案の概要につきまして御説明をさせていただきます。資料は、2枚目のA3横、(仮称)岩手県教育振興計画(中間案)の概要をごらんいただきたいと思っております。左上の第1章の岩手の教育をめぐる状況でございますが、1の岩手の教育の歩みとして、教育振興運動や平成17年に制定いたしましたいわて教育の日などの地域ぐるみの取り組みや学習定着度状況調査を活用したわかる事業の実践、いわて国体・いわて大会の開催、平泉の文化遺産や橋野鉄鉦山世界遺産登録など、これまでの歩みを記載しております。

次に、2の社会状況の変化といたしまして、人口減少や少子高齢化の進行、急速な技術革新とグローバル化の進展、首都圏と地方との地域間格差の拡大などについて記載をしております。

このような状況も踏まえまして、3の本県の教育の現状と課題といたしまして、学校教育では子供たちをめぐる課題として、授業力の向上や家庭学習の定着、高度情報化社会への対応などを挙げております。また、教職員の働き方改革や高校卒業後の進学、就職、学校の統廃合などについて記載をしております。社会教育・家庭教育では、社会全体の教育力の向上が課題になってきていることや地域コミュニティ維持の必要性、人生100年時代に向けた学びの環境づくりなどを主な課題として挙げております。

次に、右上の第2章でございますが、まず基本目標として学びと絆で夢と未来を拓き社会を創造する人づくりとしております。次期総合計画における教育分野の目標も夢を実現していくということが一つのキーワードとなっておりますし、岩手の強みであるきずなを取り入れて学びと絆で夢と未来を拓きとして、個人の夢の実現と社会の未来を拓いていくという両面を目標としたところでございます。

次に、基本目標を踏まえた目指す姿であります。学校教育では子どもたちが、地域とともにある学校において生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身につけていますとしております。社会教育・家庭教育では、県民が主体的・相互的に連携することにより、家庭の教育力の向上が図られるとともに、地域課題の解決に向けた取り組みや、文化芸術・スポーツ活動などへの参加を通じて、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活していますとしております。

この基本目標と目指す姿の実現に向けて取り組む視点といたしまして、3点掲げております。まず1点目として、岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進を挙げております。多様な豊かさをつながりなど、本県ならではの強みを最大限に生かしながら、岩手特有の課題にもしっかりと取り組んでいくという視点として掲げたものでございます。

二つ目といたしまして、本県に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成としております。地域振興が今後ますます重要となっていく中で、地域に定着し、活躍する人材を育成していくということや、また岩手の外で活躍する人材にも郷土に誇りと愛着を持って、全国や世界から岩手の発展を支援してもらおうという視点を掲げております。

三つ目といたしまして、東日本大震災津波からの復興に引き続き取り組んでいく必要があることから、学びの場の復興を着実に推進していくという視点も掲げているところでございます。

次に、第3章の具体的な施策の内容でございますが、学校教育と社会教育・家庭教育の二つを大きな柱に、今後5年間に実施する12の具体的な施策について記載しております。まず、学校教育における取り組みですが、1の岩手で、世界で活躍する人材の育成では、復興教育や地域社会に貢献する教育の推進、キャリア教育、世界と岩手をつなぐ人材育成などに取り組むこととしております。

2の確かな学力の育成では、これからの社会で活躍できる資質能力の育成や、児童生徒の実態に応じた授業改善の推進などに取り組むこととしております。

3の豊かな心の育成では、自他の命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成や、体験活動、文化芸術教育等を通じた豊かな心の育成などに取り組むこととしております。

4の健やかな体の育成では、豊かなスポーツライフに向けた学校教育の充実や適切な部活動体制の推進、健康教育の充実等に取り組むこととしております。

5の特別支援教育の推進では、就学前から卒業後までの一貫した支援の充実や多様なニーズへの対応、県民と協働した体制づくりなどに取り組むこととしております。

6のいじめ問題・不登校対策等への確かな対応では、いじめ防止対策の推進やいじめ事案への適切な対処、不登校対策の推進などに取り組むこととしております。

7の学びの基盤づくりでは、学校施設の整備など学びの環境づくりや新たな県立高校再編計画の推進、教職員の確保、育成、働き方改革などに取り組むこととしております。

8の多様なニーズに応じた私立学校教育の推進では、特色ある教育活動の支援や社会に貢献する人材の育成などの取り組みを進めることとしております。

次に、右側の社会教育・家庭教育における取り組みでございますが、まず9の学校と家庭・地域との協働の推進では、学校、家庭、地域が連携する仕組みづくりや多様な体験活動の充実などに取り組むこととしております。

10の子育て支援や家庭教育支援の充実では、子育て、家庭教育に取り組む学習活動の支援や相談体制の充実、子育て支援ネットワークづくりなどに取り組むこととしております。

11 の生涯にわたり学び続ける環境づくりでは、多様な学習機会の充実や学びと活動の循環による地域の活性化、社会教育を担う人材育成などに取り組むこととしております。

12 の次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承では、文化部活動等による郷土芸能の継承や文化財の適切な保存と継承などの取り組みを進めていくこととしております。

最後に、計画策定に向けた今後のスケジュールについて御説明させていただきます。恐れ入りますが、再度1枚目の資料にお戻りをいただきまして、一番下の6の今後のスケジュールでございますが、11月中旬から（後刻「12月中旬から」と訂正）1カ月間、この中間案についてパブリックコメントを実施し、広く県民の皆さんから御意見をいただくこととしております。その後パブリックコメント等を踏まえた最終案について、第7回の審議会を経て2月中旬ごろに答申をいただいた上で、2月議会において当委員会に報告をさせていただきます、その後教育委員会定例会で最終的な審議をする予定としております。

なお、この計画の内容につきましては、最終案の策定に向けて引き続き精査をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○佐藤特別支援教育課長 新たないわて特別支援教育推進プラン（案）について御説明申し上げます。

資料1、A4判のものについてまず御説明申し上げます。本推進プランの策定につきましては、1、策定の趣旨にありますように、現行推進プランが平成30年度に終了することを受け、策定するものです。策定の趣旨につきましては、本県特別支援教育施策の基本的な考え方や具体的施策の方向性を示し、広く県民との連携、協働のもと、子供一人一人の教育的ニーズに応え、共に学び、共に育つ教育のさらなる推進を図るものであります。

次に、2、新しいわて特別支援教育推進プランの位置づけにつきましては、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の趣旨や岩手県次期総合計画、（仮称）岩手県教育振興計画などを踏まえ、国の動向等も参考としながら、具体的な方策を示し、着実な推進を目指していくものです。

3の計画期間につきましては、2019年度から2023年度までの5年間としております。

なお、本推進プランの策定につきましては、これまで外部有識者から成る策定検討委員会において4回にわたって審議いただいております。また、保健福祉部と共同で設置しております岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会においても御意見を頂戴して策定を進めてきたところでございます。

5、今後のスケジュールをごらんください。パブリックコメントの実施につきましては、12月12日から来年の1月11日までの1カ月間といたします。最終案につきましては、2月定例会において当委員会に報告させていただきます、教育委員会定例会において審議し、3月中に公表する予定となっております。

次に、新推進プランの構成と主な施策について御説明いたします。資料は、A3横の概要版をごらんください。特別支援教育に関する現状をごらんください。最近の国の動向として、障害者の権利に関する条約の批准、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法

律の施行、新学習指導要領の告示などが行われており、共生社会の形成に向けた国内法の整備やインクルーシブ教育システムの推進、障がいのある方の生涯を通じた学習活動の充実等が進められてきております。また、本県の課題につきましては、現行推進プランの取り組み後の主な課題として三角印を付して示させていただきました。

次に、新推進プランの目指す姿、基本理念、方向性と具体的施策についてでございます。目指す姿、基本理念につきましては、現行の推進プランを継承したものになります。また、国の動向や本県特別支援教育の課題などを踏まえ、現行の推進プランと同様につなぐ、いかす、支えるの三つのキーワードごとに施策の方向性と 18 の新重点施策を含む 39 の具体的施策により構成しております。概要版では、今後主となる施策について載せております。

一つ目のキーワードである、つなぐは、就学から卒業までの一貫した支援の充実をあらわしたものでございます。取り組みの方向性といたしまして、早期からの継続した教育支援体制の整備、そして卒業後を見据えた支援の充実を設定いたしました。

早期からの継続した教育支援体制の整備の具体的施策につきましては、教育支援のためのガイドラインに基づく早期からの教育相談・支援として、同ガイドラインについて各市町村の就学事務担当者の理解の促進を図ります。あわせて各市町村において就学に関するリーフレット等を作成、活用して、保護者への事前の情報提供や丁寧な相談支援に取り組んでまいります。また、引き継ぎシート等の活用による継続した支援として、就学や進学時の引き継ぎや医療機関等との情報共有に資する引き継ぎシートの作成と全県的な導入に取り組むこととしております。

卒業後を見据えた支援の充実の具体的施策として、就労支援ネットワーク会議、地域企業との連携によるサポーター企業の周知、表彰、特別支援学校技能認定会などの取り組み、高等学校段階の生徒の進路、就労支援の充実につなげてまいります。

二つ目のキーワードである、いかすは、各校種における指導・支援の充実をあらわしたものであります。取り組みの方向性として、地域資源等を活用した指導・支援の充実、多様なニーズに対応した指導・支援の充実、そして連続性のある多様な学びの場の充実を設定いたしました。

地域資源等を活用した指導・支援の充実の具体的施策につきましては、地域における特別支援教育コーディネーターの連絡会を活用した指導、支援として、特別支援学校を中心に小中学校等の特別支援教育コーディネーターとの連携体制の整備を図るとともに、小中学校等の特別支援教育コーディネーターの中核となる教員の養成等に取り組んでまいります。

多様なニーズに対応した指導・支援の充実の具体的施策につきましては、学習指導要領の改訂等を踏まえた研究や、新たに特別支援学級等の担任になった教諭を対象とした3年間の継続型ステップアップ研修を総合教育センターにおいて実施し、教職員の専門性向上につなげてまいります。

連続性のある多様な学びの場の充実の具体的施策につきましては、交流籍を活用した交

流及び共同学習に加え、スポーツ活動、文化芸術活動を通じた交流及び共同学習についても取り組み、全ての学校において障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を推進していくこととしております。

三つ目のキーワードである、支えるは、教育環境の充実・県民理解の促進をあらわしたものであります。取り組みの方向性として、児童生徒の多様なニーズに対応した教育諸条件の充実と共生社会の形成に向けた特別支援教育に関する県民理解の拡大を目指しております。

多様なニーズに対応した教育諸条件の充実にかかわる具体的施策については、特別支援学級、通級指導教室の総合的観点による整備、特別支援学校の整備計画の策定、地域に根差す特別支援学校分教室の運用に取り組んでまいります。また、医療との連携による多様な学びの場の保障として、長期に入院している高校生への学習保障を含めた長期入院児童生徒への訪問教育等の拡充についても取り組んでまいります。

共生社会の形成に向けた特別支援教育に関する県民の理解の具体的施策の中で、県民向けの公開講座については広報活動も含めてさらに充実したものとなるように取り組んでまいります。

以上、つなぐ、いかす、支えるの三つのキーワードによる施策を関係する部局や担当課と連携しながら、特別支援学校のみならず全ての学校や地域において展開していくことにより、共に学び、共に育つ教育の推進につなげてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○鈴木特命参事兼企画課長 先ほど（仮称）岩手県教育振興計画（中間案）についての説明の中で、パブリックコメントの実施のところににつきまして、私、11月中旬から1カ月間と説明をしてしまいました。正しくは12月中旬から1カ月間ということでございますので、訂正をさせていただきます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○千葉進委員 今回の教育振興計画の中間案、これについて触れたいと思います。おおむね理解はできるのですが、前にも話をしましたけれども、次期総合計画の中間案の19ページに次期総合計画との柱立て項目の関係とあるわけなのですが、どうしても家庭教育という言葉が非常に気になっています。教育基本法が2006年に変えられて、そのとき第10条に、家庭教育という項目がつけられましたけれども、そもそも家庭の教育に関しては国が物申すべきではないと考えている人間ですので、ここのところでも左側の次期総合計画では家庭・子育てと言っているのです。それでいて、右側の振興計画では子育て支援や家庭教育支援という形になっています。子育てという部分、あるいは家庭ということでいいのではないかと思うわけなのです。家庭という形だったならば、先ほど言いましたが、それぞれの家の事情があるわけですので、それにどうこうするわけではなく、あくまでも家庭の中で子育て支援をするという項目だったら、まだ納得できるのですけれども、特に後ろの68ページに、取り組みに当たっての役割分担という部分は、家庭・地域との連携・

協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めていきますというのですけれども、学校、家庭、地域が連携してという形でいいと思うのです。家庭の教育力という言葉が非常に気になります。あえて家庭教育と言っているのか、そもそものところをお伺いしたい。

○鈴木特命参事兼企画課長 家庭教育につきましては、委員からもお話ありましたとおり、教育基本法にも位置づけられるようになったこともありますし、課題等のところでもいろいろ書いておりますが、今の家庭が3世代家庭から1世代、家庭の教育力があつたころに比べると、やはり教育力が落ちてきているのではないかと思います。支援が必要だけれども、なかなか相談する相手もないような家庭もあり、行政としてもフォローをしていく必要があるのではないかとということで、家庭教育も一つの柱として立てるべきだというような議論が教育委員会内部でもありましたし、審議会等の場でも家庭の教育力はフォローしていく取り組みが必要ではないかという御意見がありましたので、今回このような形で整理をさせていただいたところです。

○千葉進委員 今フォローという言葉が出ましたが、余計なお世話ではないかと思えますけれども、この中間案の概要でも、右側の社会教育・家庭教育の、学校、家庭、地域が連携する仕組みづくりと、これでいいのではないですか。あえて家庭教育とするのはなぜですか。だったら、上のところを社会教育・家庭教育ではなく、社会で子供たちを支援する教育とか、そういう形でどうにかなるのではないかと思うのですけれども、なぜあえて家庭教育とするのでしょうか。そもそも教育基本法の時点で変えられたことが問題あるわけですが、ざっくばらんに言って、教育基本法があるために入れざるを得ないのですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 一つの理由といたしましては、教育基本法にもそういった家庭教育というものが位置づけられるようになってきたということがございますし、先ほど申し上げましたとおり、3世代世帯等で今まで行われてきた家庭の中での教育を誰に相談したらいいのかといったような若い世代の親もふえてきていることを踏まえて今回の柱立てということで取り組んでいるところでございます。

○千葉進委員 15 ページの、家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤でありという部分はそのように私も思います。家庭教育、家庭のしつけとか子供たちを育てるという形のものでいいと思います。何となく結の精神、絆の力、これもわかるのですが、余りにもそれが社会的な形で家庭に入っていくと、その家庭が村八分ということにもなりかねない部分があるかと思うので、ここのところは、言葉をもう少し考えていただきたいと言っておきます。

それから、二つ目ですが、5 ページに用語解説がありますけれども、全国学力・学習状況調査を説明しています。それから21 ページの目指す姿の中では、すごいことを記載してあります。高卒者の県内就職率65.8%が84.5%を目標にするということのようですが、その上の目標、住む地域などの部分の英語力も理解します。何となくここは、頑張ってください。

さいということではあるのですが、問題は27ページです。参考に、関連する次期総合計画におけるアクションプラン、1番の学力が全国平均以上の児童生徒の割合の目標値をそれぞれ1%ずつふやしていくというのですけれども、そもそもこれは要らないと私は思っています。こここのところをどう考えているのか、お願いします。

○鈴木特命参事兼企画課長 指標につきましては、参考という形で、次期総合計画と整合性をとりながら策定しておりますので、次期総合計画の主な指標について、掲載をさせていただいているところです。

教育関係の指標につきましては、委員御指摘のとおり、教育というのは一朝一夕に成果があらわれるものではありませんし、教育的な成果を数値化するという事は難しい側面があるということは認識をしているところではございますが、計画の達成状況や課題を検証して、その結果を次の施策に適切に反映させていくことも行政を運営していく上で必要なことだと考えているところでございます。これらのことから、県全体といたしまして政策評価を実施しており、次期総合計画の政策推進プランにおきましても政策分野ごとの数値目標等を定めているものでございます。教育振興計画では次期総合計画との整合を図りながら作成しているということから、この資料についても政策推進プランにおいて設定したものを参考として活用していくというものです。

○千葉進委員 言わんとすることはわかります。下に主体的に学ぼうとする児童生徒の割合がありますが、主体的に学ぼうとするのは当たり前だと思うのですが、これすらも調整中ということで数字を出そうとしているようですが、そもそもの全国学力・学習状況調査の結果は、当初は公表しないという形だったものが今はほとんどが公表されて、市町村単位でも、あるいは市町村によっては学校単位でも公表している状況の中で、点数が平均点より下がった場合や上がった場合に、その学校の教員の給料を上げたり下げたりするという報道がなされておりました。そもそもこういう形にされること自体を岩手県教育委員会としてはどのように認識しているのかお伺いします。

○小久保学校教育課総括課長 全国学力・学習状況調査に関するお尋ねでございます。委員お尋ねの平均正答率とその結果をどうしていくかという関係でございますが、この調査については、全国的な義務教育の水準を向上させていくと、それから児童生徒の実態に応じた授業改善、それから教育施策の改善を進めていくという趣旨で実施をされていると承知をしております。また、あわせてその実施においては国のほうからも学力の一部分にかかわるものであるとか、過度な競争や序列化につながっていることへの配慮といいますか、つながってはいけないといったことも表明されておりますので、この趣旨に基づいた適切な活用が必要であると認識しております。本県においては、大阪府のような取り組み、教員等の評価等につなげるという考えはございません。加えて、本県としては市町村別の結果公表等をするということもいたしておりません。

○千葉進委員 まず、わかりましたけれども、その形で認識されているという部分、とにかくそういうことあるのだということをお話しさせていただきます。

一つ目は、学校図書館について、先ほど図書館の指定管理の話がありましたけれども、県立図書館で使っている書籍を集計したりとか貸し出したりするということについては、一定程度各市町村の図書館と連携があると思いますが、実は学校の図書館では、私も図書館の担当を3年ほどやりましたが、CASAというものを使うのに1年半以上かかりました。非常に面倒です。そして、古くなってきている。なおかつそれでいて、今でも新しく図書館担当の教員になると、そのCASAを覚えなければいけない。その研修会がなかなかないという状況の中で、県としてはそのCASAというシステムについて今後何年間使って、どのような方向で進めようとしているのかお伺いします。

○**里館高校教育課長** 管理システムのCASA、今のCASA3につきましては対応しているOSがウィンドウズ7なのですけれども、サポートが2020年1月に終了いたしますので、コンピューターのOS及び図書管理システムの更新について対応が必要であると認識しているところでございます。

しかしながら、CASA3は最新のOSのウィンドウズ10には対応しておりませんので、今後の図書管理のあり方について新たなシステムの導入も視野に、財源等も含めまして現在検討を行っているところでございます。

○**千葉進委員** 導入も視野にということですが、県教育委員会、とにかくいろんなところからお金持ってきてもらいたい。こういった部分では、常に金がつきまといますので、ぜひ善処していただきたいと思います。

そして、それを扱う司書は、三つの職種の方々がいらっしゃいます。まず、専任司書教諭、現在県内に2名しかいないのです。盛岡市立高校にいるようですが、この2名しかいないということを私は3年前に話をしているのですが、かなり前からその状態のまま。今後どのような形でふやそうとしているのかをお聞きします。

○**梅津県立学校人事課長** 司書教諭の配置ですが、司書教諭は法令で配置義務が課されている12学級以上の学校には現在全て発令して配置しております。ただ、専任司書教諭ではございませんで、教科指導に加え、部活動、生徒指導など多くの業務を兼ねながら図書担当となっている実態があります。今後につきましては、11学級以下の学校への配置も含めて専任司書教諭についても検討をしてみたいと思います。

○**千葉進委員** CASAが非常に扱いにくい中で、新たなものを検討していく予定のようですので、もしそういったものを入れるとすれば研修が必要です。そのときに県内全部でまとめて行うのはかなり難しい。ならば、それぞれの地域で中心になる人がいたほうがいいのではないかと。専任司書教諭は、現在不来方高校と北上翔南高校にいるわけですので、県央部、県南部、県北部、沿岸部という形で4人ぐらいいてくれば、その人たちがその地域の担当になった人を集めて、研修も含めながら図書館業務にかかわる話もできると思うのです。そういったことができるのは、やっぱり専任司書だからできると思うのです。専任司書教諭、今の2名をふやせないものか伺います。

○**梅津県立学校人事課長** 専任司書教諭につきましては、今委員御案内のとおり、県立学

校で2校に配置しておりますけれども、学校の図書への取り組みであるとか、地域での指導的役割等を考えながら、どの学校に専任司書教諭を置けばいいのか、それから県全体としてどの程度配置していけばいいのかということこれから検討してまいりたいと思います。

○千葉進委員 これからということですので、ぜひお願いします。

そして次に、司書教諭と学校司書についてお伺いします。まず、司書教諭は、先ほど話もありましたとおり、12学級以上は全てということだろうと思います。11学級以下のところは、それぞれの部分で対応しているということですが、ただその方々については教科的な部分、あるいは校務分掌ですが、部活動指導の部分の軽減がなされていて図書館の仕事ができていますのか。そして、その人たちに研修がどのような形でなされているのかお伺いします。

○梅津県立学校人事課長 司書教諭の授業時数の軽減と研修についてであります。司書教諭については図書館業務により注力し得る環境を整えていくため、各校において校務分掌の割り当てに際し、必要な配慮を行う等校内業務の調整を行うとともに、授業時数の軽減にも努めているところではあります。各校の事情等により十分な授業時数、軽減の状況には差異がございます。今後におきましては、読書センター、学習センター、情報センターとして全ての分掌と関連する図書館業務の重要性に鑑み、その中心を担う図書館司書の授業時数を学校の実情と合わせて十分に考慮しながら、より図書館運営に注力できる体制づくりを推進するなど、学校図書館のさらなる充実に努めてまいります。

研修ですが、県教育委員会では中学校、高等学校の司書教諭及び学校図書館担当者を対象とした学校図書館担当者研修講座を各校1名の悉皆で毎年開催しております。研修内容といたしましては、学校図書館の運営に関する講義、いわての中高生のためのおすすめ図書100選（いわひやく）を活用した中高生の読書活動の推進の取り組み事例の発表、市町村立図書館や読書ボランティアとの連携に関する取り組み事例の発表など、学校図書館運営の基本的実務及び生徒の読書に親しむ態度や読書習慣の育成に資するものとなっております。今後とも中学校や高等学校の学校図書館が抱える課題を丁寧に把握しながら、学校の研修ニーズや研修の時期、公共図書館や地域との連携、協働等にも留意しながら、体系的かつ効果的な研修プログラムとなるよう努めてまいります。

○千葉進委員 わかりました。前半部分は大体いいのですが、後半の部分で少し。資料としてもらったのですが、ある教育事務所でやっている中高連携のもので、講義が中高生の読書にかかわる部分、そして二つ目は子供の居場所としての図書館づくり、そして情報交換という形で、実態として希望しているのにそぐわない部分があるのではないかと私は思っていますので、ぜひ担当者たちがどういうことを研修で求めているのかを把握して、そこは今後開催していただきたいと思います。

そして、もう一つの学校司書ですが、岩手日報の今年の5月20日に進まぬ司書配置という形で大きく取り上げられています。学校司書ということでは、全国の66.9%に対して岩

手県は 21.5%と、14 校しか配置されていない。そしてまた、その 14 校を見たときに、非常勤職員 14 名、常駐場所は事務室 1 校、学校図書館 13 校、資格を有する者はいないと、そして障がい者枠の雇用 14 名という形です。障がい者枠の雇用ということを反対するわけでは当然ないわけですので、そこは進めていただきたい部分はあるわけですが、14 名が資格がない方々で捉えられている。そして、なおかつ非常勤職員ということですが、ここのところをどう考えているのかお伺いします。

○永井教職員課総括課長 学校司書の配置等についてのお尋ねでございますが、過日の新聞報道等の御紹介がございましたとおり、これまで県教育委員会ではいわゆる障がい者雇用の促進対策事業を活用しながら、その拡充に取り組んでまいったところでございます。

学校司書の配置について、これは法律上の資格要件はございませんけれども、文部科学省が学校図書館のガイドラインを示しておりますので、県教育委員会としてもこのガイドラインに基づいて、司書の資質向上に向けて、先ほど県立学校人事課長から研修の話が出ておりましたけれども、この研修にもあわせて学校司書を参加させる等取り組んでいるところでございます。いわゆる有資格者の配置ということになってまいりますと、これは他県の実例ですとか、あるいは条件などの設定状況、あるいは有資格者による図書館機能拡充状況について情報収集等に努めながら、今後委員の御指摘の趣旨等を踏まえた検討を進めてまいりたいと考えております。

○千葉進委員 学校内で一定程度図書館という形であるわけですので、趣旨をきちんと理解していただくような徹底をお願いしたい。

そして、障がい者雇用というのは障がい者雇用の枠はまた別で、どうかお願いしたい。学校司書という位置づけがあるわけですので。司書という以上、やはり資格のある方で、図書館を運営できる、先ほど言ったようにCASAというシステム、機械をどう使えて、そしてまた子供たち、生徒たちに教えていくこともできる、これが本来の学校司書かと思っておりますので、その役割をきちんと明確にしながら、そこは配置を今後ともお願いしたいと思っております。

大きくもう一点、部活動等働き方改革で話をしたいと思っておりますが、先日、内田良という方の講演を2回続けて聞く機会がありました。話を聞いてから本を買っていろいろ読んだのですけれども、ぜひこれは読んでもらいたいと思っております。部活動にかかわる部分で、本の中では、まず採用試験の段階で提出するものについて、京都府の教員採用試験では、部活動を中学校では何年間何をやって、役職は何で、成績はどうだったか。高校でも何年間やって、何の種類で、大学でも4年間で何をやってきたかと全て書かせながら、そしてなおかつ成績を具体的に書かせるということです。岩手県の場合は部活動で高校と大学、活動の記録という形であるので、ここは参考程度とは思いますが、結局それしか書かれていないので採用試験に受かったならば、赴任したときにあなたは何部の顧問ですと言われるでも、もう書いてしまっており、逃げられないという状況の中で、部活動の顧問を辞退したいということもいろいろ言われているわけですが、岩手県の場合は加入率が九十

何%で全国で一番高いのですが、ここについて、まず岩手県教育委員会として、生徒の部活動への強制加入についてどのように捉えているか。そして教員については顧問として校務分掌としてやらせられている部分についてどのように捉えているのかお伺いします。

○荒木田保健体育課総括課長 本県の中学校における部活動の加入状況につきましては、委員の御指摘のとおりでありますけれども、社会性や生涯にわたってスポーツ、文化に親しむ能力を育成するという観点等から部活動への加入を進めてきておりまして、全国的にもかなり高い状況であることはそのとおりでございます。

本年6月に策定しました部活動のあり方に対する方針におきましても、生徒の自主的、自発的活動である部活動の趣旨を学校に徹底したところではあります。部活動の加入のあり方につきましても、今後さまざまな取り組み事例の積極的な情報提供等を行いながら、関係者の合意のもとに部活動の本質を踏まえて、自主的、自発的な部活動の加入ということにも見直しを図れるよう推進してまいりたいと考えております。

○梅津県立学校人事課長 教員の部活顧問の配置についてであります。まず教員採用試験における志願票に高校、大学時代の部活動、活動の記録を書く欄がございますが、これについては採用の可否とは基本的に関係ありません。採用については、あくまで試験、面接によって採用いたしまして、合格後に配置先の検討、あるいは配置先が決まった後に校務分掌の検討のときに参考にさせていただいております。

部活の顧問については、各学校で校長の判断でということにはなりますが、やはり練習試合等、土日の業務も避けられない部分でございますので、家庭環境、さまざまなことを考慮した上で、可能な限り本人に納得していただいた上で校務分掌を行っていると思えますし、そのようにこれからもしてまいりたいと思えます。

○城内よしひこ委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 教育振興計画にもかかわりつつ質問したいのですが、次期総合計画の指標に全国学力・学習状況調査を使うべきでないと、これは次期総合計画の最大の弱点であり問題だと一般質問で指摘をしました。それは、一つは文部科学省が全国学力・学習状況調査の実施要領でも、これは学力の特定の一部である、そして絶対に競争を激化させてはならないと、こう指摘されていることから、これは本来指標にしてはならない。

もう一つは、国連・子どもの権利委員会は、子供のまさに人権、権利という側面から見て、3回にわたって日本の教育は競争的な教育制度で、過度の競争的な教育制度で、子供たちの健やかな成長が脅かされていると指摘されている。

私は、全国学力・学習状況調査の結果というのは絶対に指標にしてはならない、一人一人の子供たちの教育の支援に使うべきであって、目標にしたり、指標にすることは絶対あってはならないと思えますけれども、改めてお聞きします。

○小久保学校教育課総括課長 全国学力・学習状況調査を指標にすることについてであります。この教育の意義については、一般質問でも教育長から申し上げたとおり、本県学校教育において、社会が急速に変化する中、知、徳、体、生きる力をバランスよく育むということは論をまたないと思います。この確かな学力の定着という視点から、この全国学力・学習状況調査をさまざまな形で活用しているわけですが、この調査は各調査問題が児童生徒の身につけるべき学力について、具体的な授業場面、教育活動を想定して問題の形で示されております。したがって、この調査を有効に活用することによって、児童生徒の学習上の課題、つまりきとといったものを明らかにして学習状況の改善、それから意欲の向上につながると捉えているものであります。

指標に設定するに当たっては、こうした考えのもとで各学校が児童生徒一人一人に向き合い寄り添っていくと、一人でも多くの児童生徒に全国水準以上の力を身につけてもらうという願いのもと、平均正答率ではなくて、一定の目安として平均以上の児童生徒の割合というものを設定しました。あわせて学力というのはそれだけではないということはそのとおりと考えていますので、学びに向かって学習意欲ということを育んで学校教育を続けるために、もう一つの指標を主体的に学ぼうとするというので設けたところであります。

指標に設ける是非についてですけれども……（斉藤信委員「簡潔にやってちょうだい」と呼ぶ）以上です。

○斉藤信委員 私の質問に答えていない。私は二つ聞いたのです。文部科学省の実施要領に反するのではないかと。この国連・子どもの権利委員会が3回にわたって厳しい指摘をしている内容にも反するのではないかと。教育長、この2点について簡潔に答えてください。

○高橋教育長 まず一つは、実施要領に反しているのではないかとということですが、全国順位を争うとか、競争をあおるような使い方ということであれば、これは実施要領に抵触するというところだと思いますけれども、実施要領の中で本県のような指標設定がそれはだめだというようなことはございません。この間一般質問でもお答えしましたように、岩手の子供たちにしっかりと学力を定着させたいという思いですし、多くの親御さんも将来的な進路等を考えれば、しっかりと学校で勉強して、それが力になるということを望んでいると思いますので、そういうことを含めて、このような設定がいいのではないかと、これを現段階の案としたところがございます。いずれ斉藤委員からも厳しい御指摘ございました。今後パブリックコメント等も行うことといたしておりますので、それらの状況等を鑑みまして、その指標のあり方ということを検討していきたいというように思っております。

あともう一点……（斉藤信委員「国連・子どもの権利委員会の3度にわたる勧告」と呼ぶ）国連・子どもの権利委員会の勧告も過度な競争をあおっているというような趣旨のことだと思いますけれども、そういう趣旨の使い方ではございません。

全国の状況を申し上げますと、この全国学力・学習状況調査の一定の活用を47都道府県

中 31 県が行い、指標設定しているという状況でございますので、各県の状況等も踏まえて今回案としても設定したというものでございます。

○**斉藤信委員** 結局私のストレートな質問には全然答えていないのです。実施要領から見たら、学力も特定の一部なのだから、これを指標にすることは正しくないし、これを指標にしたら序列化や過度な競争ということになると。国連・子どもの権利委員会の勧告については何ら回答もありませんでした。世界から見ても異常な、過度な競争的教育制度だと言われているのです。

それで、学力テストによってどういう弊害が起こっているかを指摘しておきたいと思えます。これは全日本教職員組合が今年の4月から6月に行った全国調査で、626校の小中学校が回答をしました。その中で、全国学力・学習状況調査について事前の特別な指導を行ったのは、小学校で52%、中学校32.9%、事前の特別な指導の内容は過去問題の指導、小学校では73.7%、中学校72%、全国学力・学習状況調査の結果の活用、学校での独自採点、分析を行ったのは、小学校で37.8%、中学校で30.7%、これ自己採点というのは解答用紙をコピーしてやったのです。それが全国の3割です。まさに異常なことなのです。そんなこととしてはならないのに、全国ではこのようになっているのです。既に本当に競争的な教育制度をさらに悪化させているのではないか。県内で私が今指摘したような事前の特別な指導の実態調査をしていますか。簡潔にやってくれよ。

○**小久保学校教育課総括課長** 丁寧に御説明……（斉藤信委員「いや、丁寧ではなくていい。簡潔でいいよ。」と呼ぶ）調査問題については、先ほど申し上げたとおりの意義があるということですので、委員御指摘の調査結果については、私もつまびらかにまだ読み切れていないところもあるのですが、いずれにしましてもこの調査問題を子供たちの実態を踏まえつつ……。

○**斉藤信委員** 私が質問したのは、調査をしているかと聞いたのです。何聞いているのですか。

○**小久保学校教育課総括課長** 事前練習という言葉の指すところが一義的ではないと考えておりますが、諸調査、適切な活用については現在県で調査を行っておりますので、結果も踏まえて、学校現場で真に子供たちの実態に対応した活用の仕方については、現場、学校、市町村とも共通理解を図りながら進めていきたいと思えます。

○**斉藤信委員** 調査しているというなら中身を示してください。私は、全国調査を紹介したのです。小学校で52%が事前指導していると、学校での独自採点は小学校で37.8%です。こんなことをやったら全国学力・学習状況調査の意味なんかはないではないですか。大体事前学習をやったら点数は上がるのです。そういうことを子供たちは学ぶのです。事前学習をやれば点数が上がると、点数競争が学力だと、こうなってしまう。調査しているのだったら中身を示してください。

○**小久保学校教育課総括課長** 調査については、先ほど申し上げたとおり調査中でございます。申しわけございませんが、現時点ではその結果はお示しできません。

○**斉藤信委員** 調査の結果も出ないのに、この全国学力・学習状況調査の結果を今後 10 年間の総合計画の教育の主要な指標に使うなんてことはナンセンスですよ。

教育長、1961 年から 64 年、4 年間全国学力・学習状況調査が行われて廃止になりました。なぜ廃止になったか、わかっていますか。

○**高橋教育長** 申しわけございませんが、私過去の経緯を承知いたしておりません。

○**斉藤信委員** それは大変残念なこと。60 年代にこれは全国的な教育の荒廃が起きたのです。それこそ全国一を目指す過度な競争。カンニングも行われる、成績の悪いのはテストを受けさせないとか、とんでもない状況がたった 4 年間で起きました。

そして、この全国学力・学習状況調査というのは裁判にもなりました。札幌高等裁判所の判決では、教師の自由な創意と工夫による教育活動を妨げる一般的な危険性を持つものであり、現に一部においてそれが現実化しているという判決。これ最高裁判所は、旧全国学力・学習状況調査を不当な支配に当たるとは言えないと、こういうふうにしたのですけれども、それには三つの理由があった。一つは、試験問題の程度は全体として平易なものとし、特別の準備は要しないもの。二つ目、個々の学校、生徒、市町村、都道府県についての調査結果は公表しないこと。三つ目、教育の自由の創意と工夫による教育活動を妨げる危険性について、教師自身を含めた教育関係者、父母、その他社会一般の良識を前提とする限り、それが全国的に現実化し、教育の自由が阻害されることとなる可能性がそれほど強いとは言えないこと。今私が言った三つの最高裁判所の判決の理由は、今の全国学力・学習状況調査で全部やられていますよ。違いますか。

○**小久保学校教育課総括課長** 委員御指摘の三つの点について、現状、本県の状況についてお答えしたいと思います。

一つ目の試験問題が平易、それから準備に特別を要しないというものについて、全国学力調査においては、これまで子供たちのつまずきに応じて授業改善を促すという趣旨から問題をつくっていますので、ある程度の難しい問題もあると認識しています。ただ、それは事前の準備を要するものではなくて、そこで明らかになった子供たちのつまずきに応じて、子供たちの問題解決に沿った授業を先生方に進めていただきたいという趣旨で問題が作成されていると認識をしております。

二つ目でございます。個々の結果は公表しないという点でありますけれども、国においては国の責務として全国的な水準の維持向上という一定の責任を果たすという趣旨から、都道府県別の正答率等が公表されていると理解をしておりますが、あわせて 0. 何点の競争にならないように数年前から整数値での公表にもなったということもあわせて聞いております。本県においては、先ほど千葉進委員の質問にもお答えいたしました、個々の市町村の結果を公表するということはいたしていないところでございます。

それから、三つ目でございますけれども、先生方の創意工夫に資するものである、そういった教育活動を阻害しないといった趣旨と理解いたしましたけれども、全国学力・学習状況調査については、活用のあり方いかんだと考えております。主な調査問題を参考にし

て、先生方の授業の創意工夫にむしろ生かしていただきたいという趣旨で捉えており、いわゆる事前対策につきましては、昨年度適切な活用に関するガイドラインというものを県として周知をいたしておりました。先ほどの実態調査については、このガイドラインを踏まえてしているところであり、この結果も踏まえたものにしていきたいと強く考えております。

○**斉藤信委員** もっと正確に言いましょう。試験問題の程度はどうなっているかという、中学校の数学Bの正答率が10.9%。小学校の国語Bの正答率が13.5%という問題が出されているのです。とてもではないけれども、これは平易なものとは言えない。

もう一つは、個々の学校、生徒、市町村、都道府県についての調査結果の公表を、2014年に文部科学省は認めてしまったのです。最高裁判所の判決からいって、この全国学力・学習状況調査は違法だということになりかねない。私は、この全国学力・学習状況調査というのは毎年悉皆調査をやる必要は全くない。専門家はそう言っています。3年や5年に1度、全体の状況を把握したいというならわかるけれども、毎年60億円もお金をかけて教員に負担を押しつけてやるようなものではないと。全国学力・学習状況調査は、中止することこそ求められることです。だから、この全国学力・学習状況調査に悪のりをして、これを指標などにすることは絶対許してはならない。

それで、アクションプランの教育のところを見ましたけれども、ここの63ページにこういう指標があるのです。授業内で学習を振り返っていると同時に授業の内容がわかると答えた児童生徒の割合が2017年では、小学校48%、中学校40%、2022年では目標が小学校で52%、中学校で44%。私、これこそ指標にするべきだと思います。授業がわかる児童生徒の場合が2020年も52%とか44%ということは、半分はわからないということではないですか。教育が成り立たないではないですか。授業を受けて5割以上がわからないなんていう、その状況を解決しようもしない。それで教育が成り立つのですか。私は、この状況の打開こそアクションプランの目標にすべきだと思います。

○**高橋教育長** 一般質問、それから先ほど来お答えしておりますけれども、これは過度な競争をあおるとか、かつての学生闘争のようなことを繰り返すなど、一切そういう思いではございませんで、本県の子供たちにしっかり力を身につけさせたいという思いでございます。

それで、指標の設定ですけれども、先ほど御指摘いただいている指標のほかに県が取り組む具体的な推進方策として、ただいま委員から御指摘いただいた指標については設定をすることとしております。

○**斉藤信委員** 私が言ったのは、私が指摘した指標こそ目標指標にすべきだと言ったのです。そして、その目標は余りにも低過ぎる。半分の子供はわからなくてもいいという目標なのです。これで授業が成り立つのかと思います。

もう一つ、全国学力・学習状況調査がどんな弊害をもたらしているか、もう一つ事件を紹介します。去年の3月に福井県池田中学校で2年生の男子生徒が校舎3階から飛びおり

自殺をしました。この原因は、教員の指導が適切でなかったことが原因と調査報告書が出されました。それに対して福井県議会では意見書が出ました。学校の対応が問題とされた背景には、学力を求める余りの業務多忙もしくは教育目的を取り違えることにより、教員が子供たちに適切に対応する精神的ゆとりを失っている状況があったのではないかと懸念するものであります。痛ましい事件の根本の背景を捉えた上で、命を守ることを最優先とし、今、日本に必要な教育、真の教育のあり方を再考し、今後二度とこのような事件を起こさないために福井県の教育行政のあり方を根本的に見直すように求める。発達段階に応じて子供たちがみずから学ぶ楽しさを知り、人生を生き抜いていくために必要な力を身につけることが目的であることを再認識し、過度の学力偏重は避けること、こういう中身です。教育長は池田中学校の事件は把握していますか。

○高橋教育長 福井県の件については、しんぶん赤旗にも大きく取り上げられて、購読いたしておりますので把握をさせていただいております。

○斉藤信委員 福井県は、全国学力トップクラスです。トップクラスのところできていることが起きている。こういうことが全国で起きているし、起きかねないのが学力テストの実態なのです。競争教育の激化、序列化、既にこういう状況になっているということをしつかり踏まえて対応すべきだと思います。

もう一つ、今日は教員の異常な超過勤務の実態についてもお聞きをしたいと思います。今年からタイムカードが導入をされました。実際にどれだけの超過勤務の実態になっているのですか。時間外勤務が月 80 時間を超える教員のパーセントと実数を示してください。

○永井教職員課総括課長 県立学校の教職員超過勤務の把握についてでございますけれども、この 8 月から全ての県立学校において教員の勤務の把握方法を自己申告からタイムカードに切りかえております。第 2 ・ 四半期になります 7 月から 9 月までの県立学校教員 1 人当たりの月平均時間外勤務時間は 34.2 時間となっております。

また、時間外勤務が月 80 時間を超えた教員の実数ということでございます。毎月の部分を含めた延べ数ということになりますがおおよそ 400 名弱という数字になったものです。

○斉藤信委員 タイムカードでリアルに把握できたら、超過勤務時間もかなりふえたし、過労死ラインと言われる時間外勤務月 80 時間を超える教員数が延べ 400 人いると。これは深刻な事態です。

日本共産党は、つい最近教職員の働き方を変える提案を行いました。後で教育長にもお届けしますが、異常な長時間労働を生み出した三つの根本問題、一つは国が教員の授業負担をふやした。週休 5 日制の前は、小学校で 4 こまの授業だったのが、週休 5 日制になったら 6 こまになってしまった。そうすると、勤務時間外の自由時間というのは、授業準備の時間というのは 25 分しかない。これでは授業準備ができないのです。

二つ目の要因は、業務の増大です。学校の抱える課題が増加した。それは、不登校やいじめの問題、そして名ばかりの教育改革による負担がさらにふえてしまった。全国学力・学習状況調査も教師の負担をふやす。

三つ目は、残業代ゼロの法律が長時間労働を野放しにした。残業代ゼロで働かせるから歯どめがきかない。教員の超過勤務は、全国で1兆円規模だと言われています。

このような異常な事態というのは解決される必要があると思うけれども、どのように超過勤務の実態を認識されていますか。

○永井教職員課総括課長 授業体制の充実という観点での取り組みが必要だという御指摘でございますけれども、これまでも働き方改革推進に当たっては、人員体制の充実、これは非常に極めて重要でございますし、新たな定数改善計画の早期策定や加配措置の充実等を国に強く要望していきたくところでございます。今後とも引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の業務の状況についてでございますけれども、現在働き方改革プランに基づいてさまざまな取り組みをしている中で、業務についてマーケット調査を行いましたところ、やはり部活動や会議、さまざまな行事への対応等の業務がふえているというアンケートの結果もございますので、業務の改善のワーキンググループを立ち上げております。それらの内容について今学校現場の教務主任やさまざまな方に入っていただきながら検討、実際分析を進めているところでございます。

それから、最後のいわゆる超過勤務の制度的な問題で公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の問題がございまして、これについては先般国から出されました働き方改革の報告案でも、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の問題については直接言及と申しますか、変えるというような方向性の提案だったところでございますが、いずれこれは法令レベルの話でございますので、県教育委員会といたしましては引き続き教職員の多忙な状況につきまして、先ほど申し上げた県の要望等も通じまして、その実情を国に法令レベルの改正がなされるように要望してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 学校のさまざまな問題が出て、教師は本当に頑張っていると思います。しかし、頑張り切れぬ。大体勤務時間の中で25分しか授業を準備する時間がないのです。これは、政府が教員をふやさずに週休5日制もやった、学校改革、全国学力・学習状況調査もやった、業務だけふやしてきたからです。私たちは、10年間で9万人の教員をふやすべきということを提案しています。業務をふやしている一番大きな原因は全国学力・学習状況調査です。

本来教育というのは、教師が教師自身の裁量権を持って子供たちを育てるところに教育の本質があるのです。全国学力・学習状況調査の結果であんなに言うべきものでは本来ないのです。私は、教師の状況の抜本的な改善を図るべきだと思います。

先ほど千葉進委員がいろいろな本を紹介しておりましたが、私からも紹介します。議会図書室に行ったら教師のブラック残業という本がありました。そこで、教師が今どういう問題を抱えているか書かれています。一つは、授業を準備する時間がありません。二つ目は、休憩時間がありません。三つ目は、年間1兆円もの不払い残業があります。四つ目は、

意に反して部活の顧問が強制されると。五つ目は、労務管理が機能していません。これは、現場の教師の声です。教師をふやす以外に根本的打開はないと思うけれども、何を見直せば現場が本当にゆとりを持って、子供たち一人一人と接しながら教育を進めることができるのか、そのことを考えていく必要があるし、特に教員をふやすという問題について言えば、岩手県をもとに全国の知事会でも本気になってこれを国に求めていかななくてはならないと思いますが、教育長にお聞きします。

○高橋教育長 学校に期待する役割が年々大きくなってきている中で、教職員に大きな負担になっていることについては、そのとおりだと認識いたしております。一方で、教職員が教育に携わるということに対して高い誇りとやりがいを感じながら、大変な仕事を努めていただいているということも実態としてございまして、本県の教職員の士気というのは極めて高いと思っています。

現実的に教職員の多忙化が顕在化している中で、これを一歩ずつ着実に、改善に向けて取り組んでいくことが極めて大事であるという観点から、6月に働き方改革プランを策定して、現在鋭意努力しているということでございまして。さらにこれを強力に実現していくために教職員体制の充実ということが極めて重要だと思っています。

県議会におきましても、国に対する意見書の提出をいただいているところでございまして、県といたしましても国に対する政策提言、それから都道府県教育委員会連合会等と一体となった要請活動を国に対して行っているところでございまして、人口減少が進む中で地域を守っていくということと、今の子供たちをしっかりと育てていくことは極めて大事だと思いますので、十分御意見等も頭に入れさせていただきながら頑張っていきたいと思っております。

○小西和子委員 最初に、私は今年度の募集から県立一関第一高等学校附属中学校の募集定員については、男女枠はなくなるだろうと期待しておりましたけれども、そのままで募集が行われているということを知り、非常にがっかりいたしました。教育長は、一般質問の答弁で男女共同参画を推進する趣旨に反することになっているのではないかとの疑問の声もありました。東北各県で県立附属中学校の定員を男女同数として定めているのは本県だけであります。これまでの経緯等を改めて検証しつつ、議員の御指摘も踏まえながら、募集定員のあり方について具体的な検討をしたいと答えております。なぜ今回この答弁に反するような募集になったのかということと、次年度からどうするかということをお答えください。

○高橋教育長 今後のあり方について検討していくとお答えしたところでございまして、来年度の入試に関しましては、既に実施要領等を決定いたしまして説明会等も行ってまいりましたので、来年度からの実施というのは現実的に難しい状況でありました。したがって、2020年度入試から、そのような方向で導入したいと考えているところでございまして、

○小西和子委員 何年前かわからないのですが、PTA会長をされた方も、4人子供がいるけれども、2人は受かって2人は落ちてしまったのですけれども、やっぱりそういう枠

は外すべきだという声もありました。

次に、小学校6年生の少人数学級導入について。たしか次年度から、6年生も導入するというお話でした。それを見通して小学校5年生もやりますというような話があったと私は受けとめております。小学校6年生の少人数学級導入について、来年度小学校6年生の少人数学級の対象の学級数、それから今年度小学校5年生のうち少人数学級対象で実施できなかった学級数とその理由をお伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 来年度の小学校6年生における少人数学級の対象学級数についてであります。翌年度の学級数を把握するために毎年11月1日付で各市町村教育委員会に学級編制の見込み調査を実施しておりますが、その調査によりますと30学級が対象となります。つまり小学校6年生で35人以下学級を実施した場合、30学級ということになります。

次に、今年度から実施した小学校5年生の少人数学級の实情についてであります。今年度の5年生のうち35人学級の対象になったのは31学級でございます。全てに少人数学級を実施できるように教員配置、加配を行いました。が、学校の判断で実施しなかった学級は7学級ございました。その主な理由は、4年生での学級を維持したい、つまりクラスがえをしないで、そのまま継続したいという理由が最も多く、次いで少人数指導の充実により学力保障に力を入れたいと、いわゆるチームティーチング等の指導を継続したいという理由でございます。

○小西和子委員 加配でやりくりをして、小学校6年生までやりたいという話をしていたはずでした。それから、学校現場、特に校長先生から尋ねられておりますが、来年度小学校6年生の少人数学級についての考えをお示してください。

○荒川小中学校人事課長 小学校5年生、6年生は基本的にクラスがえをしない学校が多くございますので、小学校6年生で35人以下学級を実施しないとなった場合には学校現場は混乱すると捉えております。

ただ、35人以下学級を実施した場合、先ほど30学級が対象だと申し上げましたが、その半分が盛岡地区で、県北地区は1学級しか対象になりません。盛岡地区、本線沿いに多くの加配が振り分けられるということで、地域のバランスを欠く事態が見込まれますので、国の加配の状況等を見ながら、ほかの加配で手当てできるものという加配の配分等も検討しながら、来年度に向けて検討してまいりたいと思います。

○小西和子委員 では、よろしく申し上げます。

次に、教職員の配置についてお伺いいたします。再任用教員の勤務実態について把握しているのでしょうか。今後年齢が上がってきますので、65歳まで継続できるような働き方になっているのかどうかお伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 再任用教員の勤務実態についてであります。今年度の小中義務教育学校における再任用者数は、教員は178名、そのうちフルタイムは69名、29時間の短時間勤務が109名となっております。養護教諭の再任用者は19名、これは全てフルタイ

ムで任用しております。フルタイムの教員 69 名のうち約半数の 34 名は担任を持っており
ます。その他半数は教科担任をしております。29 時間の短時間の場合は、少人数指導の加
配、または初任者の指導の加配ということで勤務しております。

再任用者の職務内容につきましては、校内人事において本人の意思や健康面に配慮しな
がら配置等を行うことが必要であると考えておりまして、今後も管理職に対して再任用者
の状況に十分配慮しながら、校内人事を行うよう指導してまいります。

○小西和子委員 やはり 60 歳を過ぎますと、かなり体に来るとい話もありますし、結局
午後 4 時 45 分で勤務が終了したとしてもほかにいっぱい仕事があるわけですから、再任用
教員だけが先に帰るといわけにもいかないですし、部活動もあることから、この再任用
教員にもぜひ活躍してもらいたいというのであれば、先ほどから話がありますけれども、
業務の縮減を進めていっていただきたいと思います。それから、健康面でのことはすごく
重要だと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、9 月 26 日現在で臨時採用教職員の欠員が 15 人という回答をいただいております。
直近の欠員数、人数は何人でしょうか。

○荒川小中学校人事課長 欠員数についてであります。先週 12 月 6 日の時点で小学校 7
名、中学校 4 名、合計 11 名の欠員となっております。11 名の欠員の内訳は、病気休暇によ
る突発的なものが 6 名、それから産休、育休によるものが 4 名、その他 1 名ということで、
今現在各教育事務所で講師確保に努力しているところでございます。

○小西和子委員 産休で 4 人欠員があるというのは、前からわかっていることですので、
何らかの対策をとるべきだと思います。

では、臨時採用教職員が見つからない場合には、学校が困らないように指導主事等を配
置するとの回答をいただいているところでありますけれども、実現されているのでしょ
うか。

○荒川小中学校人事課長 臨時採用職員が見つからない場合の対応でございますが、まず
7 月 3 日の常任委員会で答弁しました指導主事を派遣した学校は、産休補充の講師が見つ
からないということで、11 月から 3 月まで 4 カ月間、総合教育センターや教育事務所の指
導主事を学校に派遣して授業を行ったものでございます。今年度現在 11 名の欠員により担
任不在とか教科指導ができないという問題は生じておりませんので、指導主事の要請は受
けておりませんが、もし再度同じような状況が発生いたしましたら、速やかに指導主事を
派遣するなど学校の支援をしてみたいと思っております。

○小西和子委員 よろしく願いします。担任ではないからいいだろうということではな
いです。学校現場は、一人でも欠けるとかなりきつい状況にあります。それは、学校現場
にいらした荒川小中学校人事課長はよく御存じだと思いますので、よろしく願いします。

次に、小学校教員採用試験の倍率は 2.8 倍で、危険水域と言われる 3 倍を割っておりま
す。人員を確保するためにも年齢制限を撤廃すべきではないでしょうか。これは、岩手県
だけなのでしょうか。49 歳などになっているかもしれません。撤廃した県が東北でもある

のですけれども、そのことについてお伺いします。

○荒川小中学校人事課長 年齢制限の撤廃についてでございますが、平成28年度の採用試験で本県は年齢制限を44歳から49歳へと引き上げたところでございます。それによって受験者が前年に比べ150名ほど増加しております。

委員御指摘のとおり年齢制限を撤廃すると受験者は増加すると思いますが、いわゆる正規任用者のうち50歳代以上が半数以上を占める本県の教職員の状況、さらに先ほどもありましたが、再任用者がこれから増加してまいりますので、高齢化していく本県の状況を鑑みますと、現段階で年齢を見直すというのはなかなか難しい状況にあると捉えております。

熱意ある有為な人材を確保するために、本年度から大学訪問を8校から23校と3倍にふやしたり、地元の大学に対しては昨年度まで3年生からの入試説明会を実施していましたが、それを1年生から実施して、教員の仕事の魅力ややりがいなどを伝え、人材確保に取り組んでいるところでございます。いずれ若手とベテランのバランスがとれた教員構成となるように努めてまいりたいと思います。

それから、教員採用試験の年齢制限の撤廃でございますが、もう少し時間をいただきたいのですが、東北地方で撤廃したところは、青森県、宮城県、山形県でございます。

○小西和子委員 これは、本当にお願ひしたいところなのですけれども、沿岸部の子供たちには親御さんを亡くされた子供、それから保護者の方たちの生活再建がなかなかうまくいっていない家庭の子供とかもいらっしやるわけです。そのほかにもいろいろなことで心に傷を持っている子供たちがいるわけなのですけれども、復興加配がどんどん減ってきています。減らされております。今後の見通しについてお願ひしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 復興加配の見通しについてでございますが、今年度復興加配は被災地の児童生徒に対する心のサポート、学習支援等のために小学校50校に68名、中学校30校に52名、義務教育学校1校に5名、高等学校16校に32名、特別支援学校3校に9名、合計166名を配置しているところでございます。その中でも復興加配の配置により沿岸部を中心とした被災地の学校は、教職員が児童生徒と向き合う時間が確保されて、児童生徒の学力保障や心のサポートに有効に活用しているところでございます。

来年度の復興加配の確保に当たりまして、過日沿岸被災地の市町村教育委員会を訪問し、状況を丁寧に聞き取り、集約した必要数を国に対して要望したところでございます。また、今後も状況を詳細に把握して、必要な加配を継続して国に要望してまいりたいと考えております。

先ほど御質問のありました採用試験における年齢制限の撤廃についてですが、47都道府県中、年齢制限を撤廃している都道府県は20、約42%が撤廃しているという状況にあります。

○小西和子委員 集約してその必要数を出したということですが、復興加配の要望しているのは何人なのか。

○荒川小中学校人事課長 全部で166名、今配置していますが、極端に減るような数では

ございませんし、本当に必要な数を集約していますので、大体1割程度の減になるというところですが、詳細な数については御勘弁いただきたいと思います。

○**小西和子委員** ぜひ必要数を確保できるように働きかけていただきたいと思います。

では、教職員の働き方改革についてお伺いいたします。業務の縮減をしなければ、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法で今は残業し放題で、残業代ゼロという働き方をして、先ほど斉藤委員は1兆円と言いました。新聞報道では約9,000億円とかという数字もあります。つまり公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が撤廃されてしまえば、そのくらいの残業代を国や自治体が準備しなければならない。そこで、今業務の縮減についていろいろ検討しているというのが実情なわけですか。それをほかの委員の方たちにもわかっていたいただきたいと思います。

業務の縮減を検討している一方で、特別な教科と言われる道徳の教科化、外国語の教科化が多忙化に拍車をかけております。県教育委員会として支援策をどのように講じているのかお伺いしたいと思います。

○**佐野義務教育課長** 道徳及び小学校における外国語の教科化に伴う県教育委員会の支援についてであります。学習指導要領の改訂により道徳や小学校外国語が教科化されることについての不安や負担感を感じている教員が少なからずいるものと認識しております。県教育委員会におきましては、道徳の教科化への対応として、特に学校におけるニーズが高い年間指導計画の達成方法であるとか、教科のあり方等について実践的な研修を行い、教員が自信を持って授業を行うことができるよう支援しております。

また、外国語の教科化の対応といたしまして、文部科学省から配付されている新教材を用いた授業のあり方、話すことを中心とした言語活動の指導法などに焦点を当てた研修を平成28年度から計画的に4年間実施しております。延べ724人、これは全県の各学校2人に相当する教員が受講いたしました。受講者のニーズに応じた研修の実施に努め、本年度初めて外国語を担当する教員にも円滑に授業が行えるよう支援しております。今後におきましても地区別に行っております教育課程説明会や、さまざまな研修会の機会を通じまして、必要な情報を正確かつ迅速に提供いたしまして、教員の不安や負担感の解消に努めながら、新学習指導要領に基づき道徳及び外国語の授業が適切に行われるよう、引き続き支援してまいります。

○**小西和子委員** 1983年に釜石市の小学校教員が教育理念に反する道徳の公開授業を強いられた末に、学校の仕事にいささか疲れたと書き残してみずから命を絶ちました。大学の同期です。クラスの子供たちをいい子、悪い子、普通の子に分けて授業をするという、そういう授業、指導案、それを学校公開の前に書かなければならなかったと。子供たちをいい子、悪い子、普通の子に分けるなんてことは、教員にはできないのです。それなのに案を出したら書き直せと言われた。そして、学校公開の前にみずから命を絶ちました。そのくらい道徳というのは、子供の内面を評価するとかということはあるのではないことなのです。

2020年度から実施される学習指導要領の改訂によって、小学校3年生から6年生の授業時数が年間で35時間を超えることも皆さん御存じのとおりです。現行は、下校は午後4時ごろ、放課後に遊ぶ姿というのはなくなって久しく、その傾向が一層進むこととなります。週29コマとなれば、詰め込みと批判された昭和40年代と同等の過密日程になる。授業時数をふやただけで学力向上を見込めないことは誰もがわかっていることなのです。児童期に必要なのは、適度な学習と適度な自由時間であることは多くの識者が述べているところでもあります。拘束時間の増加が学校でのストレスを増大させ、不登校やいじめの遠因となることも懸念されていると識者も述べておりますし、一方で教員の8割はストレス、悩みということで、過労死白書にあらわれております。80.7%が業務に関連する全てに悩みを抱えていると言われております。

そうした中で、教育基本計画に関してですけれども、大きな改革をしなければ、1日11時間、7時間45分を引いたら3時間以上の削減をしなければならぬとなれば、全国学力・学習状況調査、県でも行っている定着度調査につきましてはやめるべきだと思います。先ほどから千葉委員、斉藤委員が言っているとおりなのです。どうも県では調べていないようですので、事前練習を行った学校がどのくらいあるかを報告いたします。事前練習を行った、201校中127校、実施率63.2%、中学校106校中21校、実施率19.8%もあります。事前練習をしないことを通知していると言うかもしれませんが、学校現場では次から次とさまざまな課題を押しつけられるといいましょうか、教員だってそういうことはやりたくないのですけれども、学校長がやれと言っているところもありますし、子供たちがなれないと苦勞するだろうなど。小学校だと調査前日から一、二週間前に集中していますし、1週間前というのが64.8%、中学校は夏休み前から長期にわたって行っていると回答しております。そういうのが実態なのです。県教育委員会が通知を出そうが何をしようが、もう競争に組み入れられております。

そして、30ページにPDCAサイクルとあります。それで、現状の問題を把握、改善、計画、そして実行ということが続けられるのです。追いかけるのです、学校現場は。そういうことがあってはならないですし、いいこともありますなんて言いますが、子供たちが不登校になっているという声も聞きます。前にも言いましたが、宿題を出されて子供が泣いてしまった。親も見ただけでも、わからなかったというような声も聞こえておりますので、こんな指標はやめてもらいたいし、学校現場のことを考えたらやめるべきであると思います。

3分の1の業務を減らすためには、そのほかに学校公開をなくすべきだと思います。学校公開を小中学校では平均4年に1回行っています。県立学校では行っているのか、お伺いしたいと思います。業務の縮減のため、やめる方向で検討してはどうでしょうか。例えば今年に学校公開をしたとします。そうすると、その前、3年目ぐらいに公開予定と発表するので、ずっと研究しているのです。どういうことをするかというと、木曜日は研究授業で、子供たちを自習させて、先生たちは授業を見に行って研究をします。そういうこと

で、県立学校では行っているかどうかと、やめる方向で検討してはどうかということ。

もう一つ、今までの教育長は、学校現場に実際出向いて、何時間か教職員と行動をとるにしております。働き方改革を進めるためにも、ぜひ教育長から発信をしていただきたい、このことについて端的にお願いします。

○**里館高校教育課長** 県立高校におきましては、学校へ行こう週間という期間を年2回設けて、保護者や地域の皆様及び関係機関の方々に日常の授業や生徒の様子を見てもらう機会としております。特別なことではなくて、本当に日常の様子を見てもらうという形の学校公開を行っております。

○**小西和子委員** それって参観日みたいなものです。小中学校でいくと参観日みたい。よその学校から先生方が来るわけではないですね。

○**里館高校教育課長** 学校にも案内を出しておりますので、小中学校、高校の近隣の学校からはいらっしゃいます。

○**小西和子委員** その後に研究会とかというのはないと思います。小中学校は、研究会ががちりやります。本当にこれはなくすべきだと思います。

○**高橋教育長** 学校教育の充実、それから学校経営を円滑に推進するという観点から申し上げますと、教育委員会の責任者である私が学校現場に訪問して、そして学校の実情を把握するというのは重要だと思っております。市町村の学校長が一堂に会する会議などの際に各学校訪問をさせていただいております。ただ、私の思いとして、私がお邪魔するとなると、それなりの準備をさせていただいて、また仕事をふやすというように受け取らざるを得ない場面もありました。できる限りそのようなことのないように、実情を把握するように今後とも努力したいと思っております。

○**城内よしひこ委員長** 最後ですよ。

○**小西和子委員** 教材費の措置率についてです。各市町村の教材費の措置率は、まず30%、40%、中には盛岡市のように20%程度もあります。本当は100%措置しなければならない。教材備品費という形になりますか、教材費増額のために各市町村の教材費の措置率を調査して改善するよう求めるべきではないでしょうか。何年か前までは、県で全部把握して一覧が出ていたのですけれども、どのような状況かお伺いします。

○**佐藤特命参事兼学校施設課長** 教材費の措置率についてでございますけれども、基準財政需要額に対する市町村ごとの教材費の措置率につきましては、文部科学省調査が終了した平成21年度以降は把握しておりませんが、教材費につきましては文部科学省策定の義務教育諸学校における教材整備計画により、平成24年度から10年間、全国の総額ではおよそ8,000億円、単年度当たりおよそ800億円の地方財政措置が行われているところでございます。理科を除き地方交付税による一般財源でございますので、その用途につきましては基本的には市町村の裁量によるべきものでございますが、国が定めた教材整備指針に沿った教材の整備を進め、学習環境を充実することも重要であると認識しております。県教育委員会といたしましては、県内市町村教育委員会に対し、教材費決算額の結果通知にあ

わせ、各小中学校の要望の適切な把握、学習指導要領に対応した教材等の計画的な整備充実を要請してまいります。

○**田村勝則委員** 2点ほどお尋ねをいたします。

まず一つは、岩手県教育振興計画の中間案についてですけれども、先々週か先週の岩手日報に児童生徒の授業力強化を図るべきだという意見表明がなされておりました。これから働き方改革も進めていくわけですけれども、そういう中で私も現場の先生のOBの方々と懇談をする機会がありまして、授業力を高めていくことがまずは絶対必要だと、大事な視点だという意見がかなりありました。先生方は頑張っているというのは私も認識しておりますし、首肯するところですが、ぜひそういう視点もしっかりと持ちながら指導していただくべきではないかと思えます。

もう一つは、部活動に関してですが、今度45時間という制限も出てきておりますけれども、例えば紫波第一中学校の場合には県下2位の生徒数を誇っております。ということは、時間が収縮されますと、体育館なども非常に手狭なのです。私も卓球やソフトボールなど指導に行った経験がありますけれども、校庭も取り合いです。小規模校はそうではないかもしれませんが、ある程度の大規模校になると非常に危険な状況になっている。あるいはせつかく短縮しても、今度は部活動の平均的な指導の時間にかかなりの差が出てくるということも考えられます。そういう点を、現場もしっかりと状況を踏まえながら、岩手県教育振興計画の中間案をつくっていくべきではなかろうかと考えます。その点について、まずお伺いをいたします。

○**小久保学校教育課総括課長** 教員の指導の充実、授業力を高めるということは、子供たちが将来活躍していく力、基礎的な素地を育むということで、極めて重要であります。この学力というものは、決して狭いものではなくて、大きく言えば知識、技能、思考、判断力など重要であるということで考えております。

岩手県教育振興計画の中間案の中でも、子供たちの主体的な問題解決、できる力を育むこと、学習意欲をもっと高めていくこと、子供たちのつまずき、学習上の課題に対応して授業を改善していこうという姿勢を確かな学力の育成のところを初めとして、さまざまなところに記載をしているところです。学校や市町村教育委員会でも、この計画に盛り込んだ内容の共通理解を図りながら、さまざまな研修の充実や支援に努めていきたいと考えております。

○**荒木田保健体育課総括課長** 部活動についての御質問でございますけれども、やはり冬場になれば、委員御指摘のとおりグラウンドが使えなくて、部活動の割り当てや取り合いなど、時間を割り当てて、学校現場はかなり大変な状況とは思いますが、県では方針を示しまして、活動時間は平日は2時間程度、休日3時間程度にしております。なぜ県で示したかといいますと、やはり働き方改革もそうですけれども、子供たちが健康で本当に生涯にわたってスポーツをやっていただけるというような観点から、このような方針を示したところでございます。部活動が充実できないという部分につきましても、そういう

学校の様子を伺い、県でも把握しながら進めていきたいと考えております。

○**田村勝則委員** 今授業力の話がございました。実は、私の尊敬するある社長がつまずいたおかげでという本を出したことがございます。あるいは新渡戸稲造は、事なかれ主義ではなくて事あり主義、事が何か起きたときに対応する対応策こそ大事なのだということでもありますけれども、それがまた子供たちにとっての社会性を育てていくということにもなるかと思うのですが、提言なのですけれども、私は授業力を強化する中で、郷土の偉人をもっと取り入れて、学習の中に取り入れて指導していくべきではなかろうかと思います。幾ら立派な人でもいろいろなつまずきがたくさんあります。社会に、後藤新平の三民主義ではないですが、そういうことで対応しているということから、その視点を大事にしたいと思っていますし、部活動は、本当に現場はすごい状況です。そういう点もしっかりと情報を収集しながら対応していただいて、現場にしっかりと根づくような岩手県教育振興計画にさせていただいて、ぜひ県民の教育力を高めていただくようお願いしたいと思いますが、御答弁があればお願いしたい。

○**小久保学校教育課総括課長** 将来を担う子供の育成という観点においては、岩手県で生まれ育ったことに誇りを持って、世界で活躍するような人材、岩手に残っていても世界とつながって活躍する人材、さまざまな子供たち、活躍の場があると認識をしております。社会が変化する中で、そういったこれまでの歴史から学んで、それからまさにさまざまな先人たちの試行錯誤を学んでいくということは非常に大事なことだと思います。

各学校において、社会科や各教科はもちろんのこと、総合的な学習を活用したり、さまざまな時間を活用して地域を知ること、またその歴史のことを学ぶという機会がありますので、今後とも地域のさまざまな方や各施設の活用等も含めながら、しっかり郷土に誇りと愛着を持つ子供たちの心を育て、岩手で、世界で活躍する人材の育成ということを進めていきたいと考えております。

○**田村勝則委員** もう一点だけ。先ほど後藤新平の三民主義と言いましたが、自治三訣というのでございましたから訂正しておきますけれども、岩手県内には盛岡市先人記念館を初め、いろいろな先人を顕彰した記念館等もございます。紫波町であれば野村胡堂記念館など、行くとすごく勉強になるというようなこと、私自身が子供のころに行っていればもう少し成長したと、時おくれて行ったものですから、そういうことでぜひしっかりと各市町村と連携をとりながら取り組んでいただきたいと思います。

○**斉藤信委員** きょう教育振興計画の中間案について報告あったのだけれども、この計画は岩手県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられている。基本的な計画ということになれば、本来議決事項ではないのかと思うのですが、これは教育委員会が議決する、教育委員会定例会で議決するとなっているのです。なぜそうなのか。

2点目は、今日は特別支援教育の計画も報告されたのですが、これ報告事項というのは委員会で審議するために報告されるわけだから、この際ということではなくて、報

告される計画自体にしっかり時間をとって審議するようにすべきでないのかと思われます。残念ながら、具体的な中身に触れられませんでした。この教育振興計画の中には、宮沢賢治はあるけれども、石川■木に触れていないとか、そういうところもあるのです。おかしいのではないかと思うところが多々あったのですけれども、その2点について説明と改善をお願いしたい。

○鈴木特命参事兼企画課長 この計画でございますけれども、先ほども御説明申し上げました教育基本法第17条第2項に基づきまして、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画を参酌して、地方自治体で策定することが義務づけられている教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるという規程に基づいて策定するものでございます。このため、法定計画といたしまして教育振興基本対策審議会での審議を通じて策定するものでありまして、内容につきましては次期総合計画との内容の整合性も図りながら策定するものではございますけれども、次期総合計画の部門別計画として策定するものではないということで、議会の承認が必要な基本計画には当たらないものと思っております。

○斉藤信委員 基本的な計画は、議会の議決となっていました。これは岩手県議会基本条例でそうなっているのではないですか。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 それでは、会議を再開いたします。

お手元に県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例を配付いたします。その上で、鈴木特命参事兼企画課長に説明を求めます。

〔資料配付〕

○鈴木特命参事兼企画課長 県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例につきましては、政策地域部で所管をしておりますけれども、この条例に該当するか議決を要するものかどうかにつきましては、政策地域部と毎年やりとりをさせていただいて、制定や改正が必要な状況かについては、政策地域部で所管しております、それに対しては先ほど申し上げたとおり、法定で策定する義務のあるものについては、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例の対象から除いて整理をしております、政策地域部と考え方を合わせているところです。

○斉藤信委員 第2条第2号で、前号に掲げるもののほか、環境、保健福祉、産業振興、社会基盤整備、教育その他云々と、特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものというような、基本計画等に入っているのではないですか。基本計画等は議会の議決となっているのではないですか。

○鈴木特命参事兼企画課長 今般策定を行っております次期総合計画の長期ビジョンにつきましては第2条に該当するものと整理をさせていただいております、今回の教育基本

計画につきましては、次期総合計画長期ビジョンの次につくっております政策プランや政策推進プランなど、そういったもののさらに下に位置づけているものでございまして、第2条第2号に該当するものではないという位置づけでございます。

○**斉藤信委員** 基本計画にかかわるものは議決するというのは、条例でしょう。それで、第2条第1号は、これ総合的、体系的な計画、それは総合計画です。第2号は、各分野の重要な政策及び施策の基本的な方向を定める計画となっているのではないですか。教育の基本的な計画である振興計画は第2号に入るのではないですか。入らないとどこに書いているのですか。

○**鈴木特命参事兼企画課長** 法律で制定することが義務づけられているものについては、第2条第2号の対象とならないという大前提のもとに県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例がつくられているものと理解しておりまして、特に例文上どこにということではないのですが、法律で定めなければならない、さらに審議、策定の手続も法律や条例で定められているものについては、当然にそちらで策定をするという考え方に基づいて県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例はつくられているものと理解しているところでございます。

○**斉藤信委員** 例文上は、全然そう書いていない。基本的な計画は、基本計画等で議決事項と書いているのがこの条例です。法律はどう定めていますか。努力義務となっているのですよ、教育振興計画は。だから、これは極めて重要な計画なのだけでも、基本的計画等ということであれば議決しなければだめなのではないですか。

○**高橋教育長** 記憶で大変申しわけないのですけれども、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例は初めての議員提案条例という中で、どういう計画を対象にするかということについてさまざまな議論があったと記憶しております。

法律に基づいて行う計画等については、政策地域部でこの条例を所管していることから、これは法定計画ということで、本日報告をさせていただいているものでございます。

○**斉藤信委員** 附則の2に、次に掲げる計画は第2条第2号に掲げる基本計画等とみなすと、岩手県教育振興基本計画とあるではないですか。

○**鈴木特命参事兼企画課長** 先ほどの努力義務でございますけれども、努力義務として法律が改正されたのが平成18年でございまして、この条例制定当時は、努力義務や法定上の策定の義務が位置づけられる前のものとして、附則に明記されていたところでございますけれども、その後教育基本法が変わって、都道府県に計画策定の努力義務が課されたということで、性格がまた別のものになってきているというところでございます。

○**斉藤信委員** 県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例が改正されていないのだから、だめですよ。教育基本法が変わったからといって、議会の議決事項が自動的になくなるなんてことはないですよ。条例できちんと書かれているのだったら、条例が改正されていなければ基本計画として審議、議決すべきです。

○**高橋教育長** 附則ですが、制定時の附則なのですけれども、その時点で教育振興基本計

画がありました。それ以外の諸計画がございますけれども、これについては議決の必要ないと、あくまでその当時あった計画についての位置づけを記載しているものでございます。ということで、現時点で明記されているから議決が必要だということではないと条例所管担当部と、確認させていただいております。

○**斉藤信委員** そんな勝手な話は、通用しないですよ。条例が明文化されて改正もされていないのに、行政の内部で話し合いをしたから議決が必要ないなんてないでしょう。条例は、議会で議決しているのです。議会の議決なしに、勝手な判断でこれが議決事項ではないなんてこと、あり得ないでしょう。

○**高橋教育長** まさに条例のとおりというのは、そのとおりだと思います。ここに書いてあるのは、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例の施行の際、現に策定されている計画等のうちこれだということで、今策定しようとしている教育振興計画は存在していない状態になっています。その当時の状態、その計画はこの条例に基づく計画だということでございます。

○**斉藤信委員** そんなめちゃくちゃな話ないでしょう。そのときなかったことは、何でもこの第14項に岩手県教育振興基本計画と明記されるのですか。大体議会で議決された条例を改正なしに勝手に議決事項でないなんていうこと自身成り立たないでしょう。

○**城内よしひこ委員長** 斉藤信委員に申し上げます。取り扱いについてはそのとおりであります。この場で県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例の取り扱いを判断するというのは、次元が違うと思います。どういうふうに取り扱いをしたらよいかということは、私から一度相談をして、取り扱いについて考えたいと思います。よろしいですか。

○**斉藤信委員** 了解しました。ここの委員会だけにかかわらない、全体の議決にかかわることですから、議会運営委員会なりで議論していただきたいし、そういう重みを持った報告ですから、この際ではなくて、きちんと審議する議題として設定をしていただきたい。

○**城内よしひこ委員長** わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**熊谷副部長兼総務室長** 議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、総務部関係の予算について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の54ページをお開き願います。総務部関係の補正予算額は、10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費について33万6,000円を増額しようとするもので

あり、これは給与改定を踏まえ、私学振興に係る職員の人件費を補正しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることと決定いたしました。

次に、総務部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 81 号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第 82 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○武蔵私学・情報公開課長 請願陳情受理番号第 81 号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第 82 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、請願陳情受理番号第 82 号の項目 1 の運営費補助についてですが、私立学校の振興を図ることは本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題であり、これまでも私立学校の経常的経費に対する助成に重点を置いてきたところです。私立学校に対する運営費補助につきましても、生徒等 1 人当たり補助単価を毎年度国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせて増額してきているところです。今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 81 号、項目 5 の私立中学校等の生徒への就学支援金制度及び受理番号第 82 号、項目 2 の授業料減免補助及び入学金減免補助並びに項目 3 の私立高等学校等授業料等減免事業補助についてですが、本県の授業料減免補助につきましても、従前から不慮の災害や家計急変の世帯を対象に補助を行っているほか、高校専攻科生については低所得者世帯を対象に支援を行ってまいりましたが、平成 30 年度から制度を拡充いたしまして、私立高校生等についても年収 350 万円未満相当の世帯を対象に、国の就学支援金

を超える授業料に対する減免補助を県単独で実施しております。

資料の 2 ページをごらんください。入学金減免補助につきましては、生活保護受給世帯の高校生等を対象として支援を行ってきているところであり、引き続き保護者の教育費負担を軽減し、経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

小中学生につきましては、授業料の負担軽減を図るため、平成 29 年度から年収 400 万円未満の世帯を対象に年額 10 万円を限度として補助されております。

被災幼児、児童生徒に対する支援につきましては、これまでに入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等への助成を行うとともに、被災高校生の場合はいわての学び希望基金を活用して、教科書、制服及び修学旅行に係る費用を給付しておりますが、平成 30 年度からは大学等への進学のための一時金も給付しており、引き続き被災幼児児童生徒の就学支援に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 81 号、項目 4 の私立高等学校等の就学支援金制度についてですが、国の就学支援金制度が改正され、平成 26 年 4 月入学の生徒から支給対象世帯の所得制限が設けられた一方で、低所得者世帯を対象として授業料に充てるための支援金が増額されるなど、低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正が図られたところです。

さらに、平成 26 年度からは、低所得者世帯に対して授業料以外の学用品等に充当できる奨学のための給付金制度が創設されたところです。

これらの支援制度の活用によりまして、引き続き経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 82 号、項目 4 の私立学校の冷房設備に対する補助についてありますが、資料の 3 ページをごらんください。私立学校の冷房施設の設置に対する補助につきましては、国の認定こども園施設整備交付金、教育支援体制整備事業費交付金、私立学校施設整備費補助金が活用できるものとなっております。県では、これまでも私立学校が活用できる補助金の周知等を行っておりますが、本年のような生命にかかわる猛暑に対処するため、私立学校への冷房設備の設置については、これまで以上に制度の活用を促進し、安全で安心な教育環境の整備、充実に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 81 号、項目 3 及び受理番号第 82 号、項目 5 の私立学校施設の耐震化への補助についてありますが、資料の 4 ページをごらん願います。私立学校施設の耐震化につきましては、これまでの耐震診断事業費補助及び耐震改修事業費補助制度に加え、平成 27 年度に国の耐震事業に対応した県のかさ上げ補助制度として、新たに耐震改築事業費補助制度を創設したところであり、県では、これまでも国に対して支援制度の拡充を要望してきたところであり、国では私立学校の耐震化の促進に向けて予算の拡大、耐震補強工事等の補助や低利融資制度の拡充を図ってきております。これらの制度の周知、活用を促進し、耐震化を進め、安全で安心な教育環境の整備充実に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 81 号、項目 2 の I C T 環境の整備についてありますが、私

立学校におけるICT環境の整備につきましても、国の補助制度により継続的な支援がなされているところです。制度の周知、活用を促進し、ICT環境の整備と教育環境の整備充実を進めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第81号、項目6の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業についてであります。この補助は私立高等学校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて県単独で創設したものであり、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しております。厳しい財政状況ではありますが、平成20年度以降本年度まで1億5,000万円の補助額を確保してきたところです。県といたしましては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識しておりますので、今後とも主要な予算の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第81号、項目1及び受理番号第82号、項目7の国の私学助成制度等についてですが、国の私学助成の大きな柱である私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等1人当たり国庫補助単価につきましては、平成31年度文部科学省予算の概算要求においても増額要求がなされております。

また、国の過疎高等学校特別経費補助金の生徒1人当たり国庫補助単価につきましては、平成31年度概算要求において本年度と同額での要求がなされております。

就学支援金制度につきましては、政府予算への提言・要望や全国知事会等を通じて制度の見直し、拡充を要望してきたところではありますが、国の平成31年度概算要求では、本年度と同額の支援金月額で要求がなされておりますことから、今後とも要望活動を続けてまいります。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○千葉進委員 二つ出されているわけですが、そのうちの一つ受理番号第81号はいいかと思うのですが、受理番号第82号で気になる部分があるので、まず質問を先にさせていただきたいと思います。

受理番号第82号の中で、冷房設備の新設があるわけですがけれども、県内の県立学校の冷房設備の状況がどうなっているのかを比較した新設ということに対して県はどうか。

それから、項目6で2005年度の補助額に近づくようにということですがけれども、今の資料ですと2008年度から1億5,000万円ということになっているので、2005年度だとどれぐらいだったのか。この2点、質問させていただきます。

○武蔵私学・情報公開課長 まず、1点目の私立学校の冷房設備の補助に関するお尋ねでございます。本請願につきましては新設ということではございますが、先ほど御説明いたしましたように、これまで現行、活用可能な国の補助金につきましては、認定こども園の整備でありますとか、幼児教育の質の向上のための環境整備、それから私立小中学校特別支援につきましては施設整備補助ということで、活用可能な補助金のメニューが用意されているものでございます。

一方で、請願にございましたように施設整備の考え方についてでございますが、基本的

には私立学校のエアコンの設置につきましては、各学校法人が施設整備の方針などを長期的に掲げまして、その計画に基づいて整備を進めていく、そういうことは基本とされているところがございます。したがって、昨今の猛暑という事情の変化もございましたけれども、県といたしましては、これまでの国庫補助事業等を引き続き活用いただきまして、各学校法人の計画に基づいて整備を進めていくべきものと考えております。

続きまして、2点目の特色ある学校づくり推進事業費についてのお尋ねでございます。過去最高額の予算を確保しておりましたのは、平成11年度から平成17年度までで、各年度とも3億2,000万円の予算を措置しておりました。

○千葉進委員 わかりました。特に私学助成ということに対して反対ということではないですし、公立学校並みまではいかないにしても、それぞれの私立学校の特徴を出すということで、こういった条件整備の必要な部分はあるかとは思いますが、この請願事項は1項から7項があるわけですが、これを一つずつ賛成、反対というのもあれだと思うので、私個人としてはまとめてくださっていいと思うのですが、ただやはりそこには無理がある部分もあると思います。特に先ほどの3億2,000万円に戻すと言われたときには、それは県立学校のほうでもまだまだ十分ない部分もあるということで、それぞれ見越した形の中で状況に合わせて、県なりに随分努力して、国庫補助金をもらってやっているようですので、そういったところを委員長報告等のときに御配慮いただいて、今言ったように教育環境整備に努めていくという全体像の中で、両方とも採択で私はいいかと思います。

○斉藤信委員 一つは、この資料の最初の運営費補助について、平成30年度はそれぞれ増額をされていますが、東北ではどういうレベルにあるのか、比較を示してください。

2点目ですけれども、今の冷房設備のことで、小中学校については補正予算も通って、公立は久慈市を除いて全教室にエアコン設置するという申請をされたと思いますが、あれは私立の小中学校も対象だったと思うのだけれども、違うのか。それと、私立の幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校の特に普通教室へのクーラーの設置状況はどうなっているのか。これが2点目です。

あと、奨学のための給付金制度は2ページ目のところで、低所得者に対して給付金制度が創設されたということになっていますが、これはどれだけの生徒が対象になって、どれだけの生徒が受給しているのか示してください。

○武蔵私学・情報公開課長 まず1点目ですが、私立学校運営費補助の東北各県との比較についてのお尋ねでございます。平成30年度当初の単価で比較いたしますと、岩手県は山形県、福島県に続いて3番目の額となっております、1位の山形県が36万2,989円、2位の福島県が36万566円、そして3位の本県が34万9,961円となっております。

続きまして、2点目の冷房設備の設置に関する補助のお尋ねでございます。1点目は、国の概算要求及び補正で要求されております今般の冷房設備に対する補助については、市町村立の幼稚園は対象となっておりますが、私立は対象となっていないものでございます。

○齊藤信委員 本当なの。

○武蔵私学・情報公開課長 はい。

それから、2点目の県内私立学校の冷房設備の設置状況、普通教室への設置状況ということでお尋ねがございました。これは、幼稚園、小中高、特別支援合わせての状況でございますけれども、校数でいきますと普通教室、これは保育室も含みますが、こちらに設置済みである私立学校数が36、未設置が33校、設置率でいきますと52.2%となっております。

それから、室数で申し上げますと、普通教室あるいは保育室に設置している数でございます。全体の保育室数592室のうちエアコン設置済みであるところが207室、率にいたしますと35.0%となっております。

それから、三つ目の奨学のための給付金の認定状況でございます。平成29年度、在籍者数7,410名のうち給付金の認定を受けた者の数が1,061名、認定を受けていない者が6,349名でございますので、認定を受けた者の割合でいきますと14.3%でございます。それから、平成30年度では、在籍者数7,301名のうち認定を受けた者1,088名、認定を受けていない者が6,213名でございますので、割合でいきますと認定を受けた者が14.9%となっております。

○齊藤信委員 エアコンの設置は私立の幼稚園が対象外だったというのは、全くこれは意外で異常なことです。同じ普通教育で、私立の幼稚園が対象にならないというやり方は、これは差別以外の何物でもないので、この請願の趣旨は、国に対して補助制度を新設せよということですよ。県に対してではないよね。これは、私は当然のことだと思います。

あとクーラーの設置は、幼稚園や認定こども園と小中学校というのは性格が違うので、幼稚園や認定こども園でクーラーがなかったら、これは命にかかわる大問題なので、違いがわかりますか。小中学校とまとめて今答えられたけれども。

○城内よしひこ委員長 わかりますか。

○武蔵私学・情報公開課長 恐れ入ります。学校種ごとの設置状況につきましては、現在手元でございますのが保健室でございますので、よろしければそちらの数を報告させていただきたいと思っております。

○齊藤信委員 保育室は入らないの。

○武蔵私学・情報公開課長 いわゆる保健室です。ぐあいが悪くなった生徒を処置するための。

○齊藤信委員 それは小中学校ではないの。

○武蔵私学・情報公開課長 そちらでございますと、幼稚園、小中学校、高校と学校種ごとに数字は持ち合わせております。

○齊藤信委員 いわゆる対象になる教室のクーラーの設置率はどのくらいなのか。幼稚園とこども園の。それで教えてください。

○武蔵私学・情報公開課長 エアコンの設置数の学校種別の数でございますが、まず幼稚

園につきましては、保育室 317 に対しまして、設置している数が 133 で、設置率 42.0%、それから小学校につきましては保育室数 6 数のうち設置数はゼロでございます。中学校につきましては、普通教室保育室数 15 室のうち設置済みが 6 室の 40%、高等学校につきましては保育室数 249 室のうち設置室数 68 室で、設置率 27.3%となっております。

○小西和子委員 それでは、私立高校で学費の滞納がありますが、ここ何年間の数字がありましたならばお伺いいたします。何人中何人滞納して何%になるか。

経済的理由で中途退学した生徒についての人数はわかりますか。

○熊谷副部長兼総務室長 直近の数字しかわからず、また、学費の滞納者数等については把握できておりませんが、平成 29 年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、経済的理由により中途退学した生徒数は 2 名となっております。

○小西和子委員 私、新聞記事を見たのですけれども、学費滞納者は、本県は 2.32%で、全国で最高だと出ておりました。あとは、経済的理由で中退した生徒は 14 人ということで、これでも 1998 年以降の調査で最も少なかったという結果だったとありました。

それで、学費を 3 カ月以上滞納した生徒は 71 人で、学校が奨学給付金を代理受領する制度がないため、給付金が各家庭の生活費に充てられる。それから、生徒が夏休みに住み込みの昆布漁のアルバイトをしたという切実な声も寄せられる。都会であれば、私立高校というのは豊かな人たちが行く感じがありますけれども、岩手県は決してそういうことではないということを申し上げたかったところでもあります。何か所見等がありましたら。

○熊谷副部長兼総務室長 平成 30 年度から低所得者向けに国の就学支援金を超える授業料に対する授業料減免補助制度等を新設しております。そういった制度的な対応はしております。委員おっしゃられたとおり、給付したお金を御家族が学校に払う前に使ってしまうという問題があるということも承知しております。そういうことがないように直接学校に支払うということも含めて、検討をし始めたところでございます。今後関係機関、学校等と相談して対応を考えていきたいと思っておりますし、そういった生活困窮世帯、いろんな理由でそういう形になっていると思うのですけれども、保健福祉部で生活困窮者自立支援事業というのがございまして、自立支援員という方々がいらっしゃいます。そういった方々とも連携をとりながら、いずれ問題があったら私学だけではなく、関係者、教育委員会、学校、それから市町村、福祉、そういったところと連携をとりながら、問題解決のためのいろんな相談に応じるような工夫が必要ではないかと思っております。今後そういった対応を考えてまいりたいと思っております。

○田村勝則委員 最近私立の高校で指導している何人かの先生と話をすることがありました。ここの請願事項の項目には関連しないのですけれども、いわゆる講師と言われる先生方の待遇も非常に悪いのです。非常に苛酷な労働を伴うのだけれども、報酬はそれに見合わない状況がある。これは、学校によって格差がすごくあります。そういうこともあわせて検討すれば、どのぐらい自覚しているのか、それだけをお聞きしておきます。これに直

接は関係ありませんけれども、把握している部分があれば。なければ、これから調べても
raitaitaiということもあわせて。

○武蔵私学・情報公開課長 各私立高校における講師の待遇ということでのお尋ねでござ
います。私どもの運営費補助では、本務教員の給料に充てられる分ということで、運営費
として支援を行っているところでございまして、個々の講師の方々の一人一人の月額とい
うものについては、私どものほうでは直接は関与しておりません。

一方で、例えば部活動の関係では、外部講師の導入等に充てられるものとして、先ほど
御説明いたしました特色ある教育活動の支援の制度では、部活動等の外部講師やあるいは
ある講義を行うための講師の分といったものについては充てておりますので、そういった
形で補助金は活用していただきまして、少しでも私立学校の運営の一助にはなっているも
のと認識しております。

あとは、それぞれの学校法人の経営の中で十分御対応いただくようお願いしたいと考
えております。

○田村勝則委員 いずれ子供たちにも先生方の待遇というのは、子供たちの授業力という
話にもかかわってくる部分なのです。ですから、私が具体的に聞いているのは、例えばタ
クシーを手配してくださっているところとか、さっきの教材費の話もありましたけれども、
実際は給料も報酬も安いというところもあるようです。ですから、その辺は適切にまず現
場の状況等も調べることができれば調べながら、そういう体制の充実もしっかり図ってい
くべきだと思いますので、その辺の御指導をよろしく願いしておきたいと思います。

○郷右近浩委員 確認とらせていただきたいと思います。きょう出していただきました資
料の7番の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業費、平成11年度から平成17年度ま
で3億2,000万円ほどあったということで、たしか平成20年度に減額したという記憶が残
っているので確認したいのですけれども、たしか国の予算に合わせて県も減額していった
と、協調してそこの部分を減らしたと思いました。また、その際、県でもいろいろな形で
それぞれの生徒たちに支援金の予算を組むに当たって、そこで調整をかけたのではなかっ
たかと記憶があるのですけれども、まずその点について減額した経緯がわかれば、お示し
いただければと思います。

○熊谷副部長兼総務室長 3億2,000万円、これが平成17年度までありまして、その後平
成18年度から2億7,000万円、それから平成19年に据え置きとなりまして、平成20年度
1億5,000万円となったものでございますが、その金額がどういう理由でというのは手元
に資料がなく、わかりかねるところでございます。ただ、当時行政改革プログラムもあっ
たと、私は減額の時代から考えると財政かと思っておりますが、明確な理由は持ち合わせ
ておりません。

○郷右近浩委員 済みません。ありがとうございました。

それとあと、今回の請願のうち受理番号第81号に関しては、思いという部分は理解して
いるところでありますし、そうした意味で浸透していると言えればわかりやすいかと。

今回の受理番号第 82 号についてなのですが、若干ひっかかりがあるのは、私立学校の冷房設備に対する補助制度を申請するという事で、先ほど来質疑ありましたけれども、国のほうでは、今回の公立学校に対しての制度が適用されないということで、盲点だったと思いながらお聞きしていたところでもあります。ただ、請願全体をぱっと見ると、これは県が創設してくれと私には読めるのですが、最初国に対して意見書といった対応であったり、千葉進委員が冒頭質疑で中身を話されたように、なかなか県立学校も 100% ではないといった中で、いきなり私立もとにかく全部補助制度を新設してやってくれというのは、気持ちとしては物すごくわかるのですけれども、順番論として国に対して求めていくといったことも必要なのではないかと思います。

これに対して県として、私立学校の冷房設備について、国に対して補助制度の新設ということで、要望等何か出しているようなことはこれまであるのでしょうか。

○武蔵私学・情報公開課長 冷房の設置に関して、これまで私立学校から要望等をいただいたことはございませんでした。本年もこの請願の前に要望を受ける場がございましたけれども、そのときは要望事項等には含まれておりませんでした。御臨席なされた方々の中から冷房があればいいというお声はいただいたところでもございました。したがってこれまで県から国に対しても冷房設置の、例えば補助制度の拡充ですとか、そういったものについて要望等を行ったこともございません。

○郷右近浩委員 必要なだろうという思いと、本当にできればいいという、私自身もちろん思うわけでありまして。だとするとこの請願自体、本来採択すべきものかという思いはあるのですけれども、もう少し丁寧な考え方をしていけばよいく感じながら拝見させていただいたところでもあります。これは国に対して求めるものとして県のほうで願いますという請願になっているわけでありまして。以上です。

○高橋孝眞委員 請願二つに反対するわけではありませんが、少しお聞きしますけれども、県外の私立高校で授業料免除という生徒がいると思っておりますけれども、県内の私立高校でも授業料の免除をしている生徒がいるのかどうか、いるとすればどの程度の人数がおられるかについて教えていただければと思いますし、この授業料免除をしている方に対しましても、国庫補助金については対象になっているのかどうかについても教えていただければと思います。

○武蔵私学・情報公開課長 本県の授業料減免の実績についてでございますが、平成 29 年度の実績につきましては計 86 名で、884 万 1,020 円の額となっております。今年度につきましては、まだ未確定でございます。

2 点目のお尋ねでございますが、これらに関して国庫補助の適用があるかということにつきましては、適用されているものでございます。

○高橋孝眞委員 聞き方が悪かったのかもしれませんが、県外の私立高校だとスポーツなんかで特に免除している人がいますけれども、これ 86 名というのは、そういう特殊な技能といえますか、特殊な能力があつての減免の措置になっている数なのでしょうか。

○武蔵私学・情報公開課長 先ほど申し上げた 86 名につきましては、いわゆるスポーツであるとか、そういった能力見合いで免除されているという生徒ではございませんで、あくまでも世帯収入に応じて要件を満たし、制度の減免補助を受けているものでございます。

○高橋孝眞委員 ということは、県内ではそういうスポーツとかの優秀な生徒に対しての授業料を免除しているという人はいないと捉えているということによろしいのですか。

○武蔵私学・情報公開課長 県としての減免補助対象者としては、そういったものについてはございませんし、実際 86 名の中の方がそういった特殊な能力等の評価を受けているかどうかということについては把握しておりません。

また、学校独自で、いわゆる推薦等で入学される方について特例の措置を設けている例はあると承知しております。

○高橋孝眞委員 私立学校そのものについては独自の経営をしていると思うのです。独自の経営をしていることですので、それは当然あってよろしいと思うのですけれども、それに対して国が補助金を出すというのはおかしい気がするのですけれども、その辺はどう思いますか。

○熊谷副部長兼総務室長 国の補助、あわせて県の補助を私立学校にしているわけですが、そこについては生活の状況、いわゆる低所得とか、そういった一定の要件を満たす方に対してのみ公的補助の対象になっております。

それから、委員御指摘のスポーツや成績がいいなど、そういう形での特待生については、あくまでも学校の判断でやられていると承知しております。公的補助の対象になっておりませんので、そこについては私ども把握をしていないというものでございます。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これらの請願の取り扱い方を決めたいと思います。

まず、受理番号第 81 号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしましょう。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 採択という意見があります。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 82 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子ども

たちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○齊藤信委員 休憩してください。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

受理番号第82号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしましょう。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。採択となりましたので、意見書の文案を検討いたしたいと思います。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

意見書案を配付いたします。

〔意見書案配付〕

○城内よしひこ委員長 ただいまお手元に配付しました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御異議はありませんか。

○齊藤信委員 先ほどの請願審査の中で、私立の小中学校には国のエアコン設置の補助対象になっていないということが明らかになって大変驚きました。県内の小中学校は、ほぼ普通教室にエアコン設置の申請がされています。ですから、こういう国の差別の政策は異常なことなので、このクーラー設置に対する国の補助制度の新設を求めるということもぜひ意見書につけ加えていただきたい。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって意見交換を終結します。

それでは、ただいま齊藤信委員からの意見を踏まえて補強した分をお配りいたしますのでごらんいただきたいと思います。

〔意見書案配付〕

○城内よしひこ委員長 下から1、2、3、4、今夏はこれまで比較的冷涼であった地域においても猛暑が続き、冷房設備設置による教育環境の改善が求められているというところに願意を含めました。めくっていただいて3番目に、私立学校の冷房設備に対する補助を拡充すると。

○齊藤信委員 新設・拡充ではないのか、新設。

○城内よしひこ委員長 幼稚園には制度があったということで……。

○齊藤信委員 不十分でもあるのか、補助制度というのは。

○武蔵私学・情報公開課長 現状、冷房設備の設置が可能な補助金のメニューは三つございます。一つ目は認定こども園の施設整備交付金、もう一つは幼児教育の質の向上のための環境整備に関する教育支援体制整備事業費交付金、三つ目が、こちらが小中高、特別支援が活用可能なものでございまして、私立学校施設整備補助金ということでございます。この三つ目の補助金につきましては、事業の整備できる内容は若干制限がございまして、特別教室及び多目室、図書室等の整備、それからカウンセリング機能強化のための保健室や余裕教室等の整備ということで、普通教室はここからは外されていることでございますので、拡充ということに当たるのかと考えています。

○齊藤信委員 拡充ではないのだと思うのです。やっぱり今回公立学校に対する補助というのは、今までと違う補助事業なのです。実質 26%負担なのだよね。補助率も高いし、交付税措置もあって。だから、正確に言えば公立小学校並みの補助の新設と拡充と、こういうふうにすれば今回の公立並みの補助の新設という、それが入らないと思うのだ、拡充であれば。そういうふうにしたほうが正確ではないでしょうか。

○城内よしひこ委員長 という今の齊藤信委員の意見がありましたが、皆様いかがですか。

○郷右近浩委員 いいのではないですか。

○齊藤信委員 いいでしょう。

○城内よしひこ委員長 よろしいですか。

○郷右近浩委員 文言の整理については、委員長一任。

○城内よしひこ委員長 文言修正については、当職に御一任いただきしたいと思います。

今の齊藤信委員の御意見を3番に反映をさせることとしたいと思います。

意見書案は、修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言等の修正については、先ほどお願いしたとおり、当職に御一任を願いたいと思います。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査を終了いたします。長時間、2日間にわたり大変御苦労さまでした。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって終わります。総務部の皆様は退席をされて結構です。本当に御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査はないので、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 所管事務の調査を行いたいと思います。調査の項目については、ラグビーワールドカップ2019釜石開催についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議がないようですので、さよう決定いたします。なお、詳細については当職に御一任をお願いしたいと思います。

追って継続調査と決定いたしました案件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の12月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付してあります平成30年度商工文教委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、追って通知いたしますので、御参加をお願いします。

以上をもって2日間の審査は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。